

第3回 名張市立地適正化計画策定検討委員会 会議録（概要）

- (1) 会議名：第3回 名張市立地適正化計画策定検討委員会
- (2) 開催日時：令和5年3月17日（金）午後2時00分～午後4時23分
- (3) 開催場所：名張市防災センター2階 防災研修室
- (4) 出席した者の職、氏名

委員会委員

委員長	久	隆浩
副委員長	長坂	健
	川口	佳秀
	秋元	真奈美
	玉置	玉義
	中平	恭之
	高波	秀彦
	吉岡	直哉

事務局

都市計画室室長	喜多	一輝
同室係長	寺本	まり子
同室室員	中村	美香

- (5) 事項及び会議の公開又は非公開の別
1. 誘導区域等の検討
 2. 防災指針の検討
- 会議は公開
- (6) 傍聴人の数
- 0名
- (7) 発言の内容
- 別紙のとおり
- (8) その他検討委員会が必要と認める事項
- なし

第3回 名張市立地適正化計画策定検討委員会 議事録

日時：令和5年3月17日（金）

午後2時00分～午後4時23分

場所：名張市防災センター2階 防災研修室

【議長】

はい。それでは名張市都市計画審議会条例第5条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、ご協力の程よろしく願いいたします。議事に入ります前に、本日の会議の公開については、名張市都市計画審議会運営規程第4条第1項の規定により公開するものとし、公開による方法は傍聴によるものとします。本日、傍聴者はございますでしょうか。

【事務局】

はい。傍聴定員15名ですけれども、本日の傍聴希望者はございません。

【議長】

ありがとうございます。それではこのまま進めさせていただきます。続きまして名張市都市計画審議会運営規程第11条第1項の規定によりまして、議事録の署名者をお願いしたいと思います。本日は秋元委員と高波委員をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、これより議事の方に入らせていただきます。今日は協議事項2件ございますが、まず1番目、防災指針の検討につきまして事務局から説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

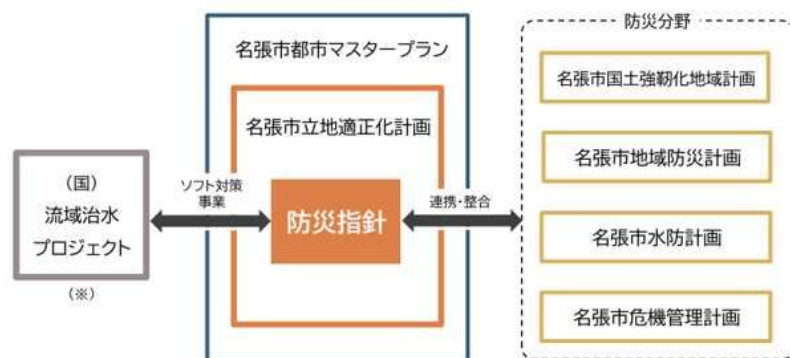
【事務局】

失礼いたします。それでは、資料2をご覧くださいでしょうか。はじめに防災指針の概要についてご説明させていただきたいと思います。では、1番の防災指針とは、の所を読ませていただきます。頻発、激甚化する自然災害に対応するため、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、安全なまちづくりのための総合的な対策が講じられました。その1つが防災指針の追加による立地適正化計画の強化でした。防災指針とは、都市再生特別措置法第81条第2項第5号に定められている、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針のことです。立地適正化計画では、誘導区域を定めて居住や都市機能の誘導を進めていこうとしていますが、災害に強いまちづくりとあわせて、都市のコンパクト化を進めることが必要とされています。防災指針に記載する事項ですが、まずは居住誘導区域等における災害リスク分析と、防災、減災まちづくりに向けた課題です。災害ハザード情報等を収集整理し、防災上の課題を整理します。次に、防災まちづくりの将来像と取り組み方針、

整理した課題をもとに将来像と取り組み方針を示します。そして、具体的な取り組みとスケジュール目標値です。防災まちづくりの将来像と取り組み方針に基づいた具体的な取組とそのスケジュールを示し、目標値を設定します。で、下の下線の四角の太字のところですけども、居住誘導区域に残存する災害リスクに対しては、立地適正化計画に防災指針を定め、計画的かつ着実に必要な防災、減災対策に取り組むことが必要です。ということで、この防災指針は主には居住誘導区域内の防災対策を考えるものなんですけれども、次の文章にもありますように、居住誘導区域外に現に生活している居住者の安全を確保するための取り組みも併せて検討することが必要ですとされております。それでは次のページをお願いいたします。

〈 防災関連計画等との位置づけ 〉

防災指針は、市の各防災関連計画との連携・整合を図ります。また、国が進めている流域治水プロジェクトのソフト対策事業にも位置付けられています。



※流域治水プロジェクトとは、河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、河川流域（氾濫域も含む）全体のあらゆる関係者が共同して流域全体の被害を軽減させるための、ハード・ソフト一体となった事前防災対策の取組のことです。

防災指針の位置付けですが、こちらの図のように市の各防災関連計画との連携、整合を図ります。また、国で進めておられます流域治水プロジェクトのソフト対策事業にも位置付けられています。次に、防災指針の案をご説明させていただきたいと思いますので資料3をご覧くださいと思います。計画の体裁に整えて参りました。専門的な視点からのご意見をもちろんいただきたいんですが、一般の方がこの計画を見ていただいた時にわかりにくい表現になっていないかどうか、というところも併せてご意見ご指摘をいただければと思います。よろしく願いいたします。1 ページ目は先ほどの概要とほぼ同じ内容となっておりますので省略させていただきます。2 ページ目お願いいたします。ここでは災害ハザード情報の整理とリスク分析を行っています。最初の部分を読みますと、まずは災害の種類ごとに立地適正化計画区域内のリスクを分析します。次に、特に居住誘導区域内とその周辺の災害リスクを統合的に分析評価し、その後の課題抽出につなげます。分析には、災害ハザード情報と都市計画基礎調査に基づく資料を用いて、各種情報の重ね合わせや、比較をすることによってリスクの分析を行います。使用する都市計画に関する情報と各種施設の内容は下記の

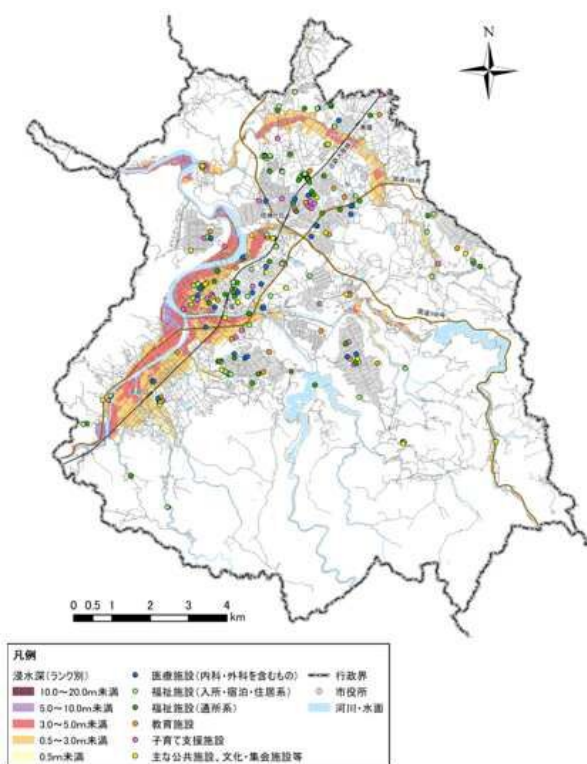
とおりです、ということで、重ね合わせる都市計画の情報と施設の情報を下のような表にしております。

情報	出典
建物階層別分布	都市計画基礎調査（平成28～30年度）
建物構造別分布	
宅地利用の増減	
新築建物の位置	
防災拠点・避難場所位置図	
2045年の高齢化率	国土数値情報（500mメッシュ別将来推計人口）

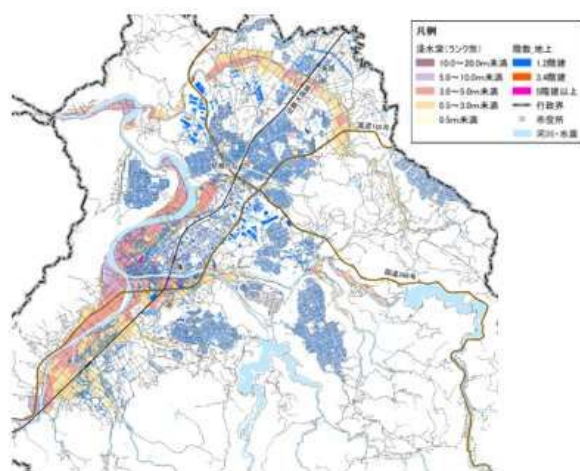
施設の種類		出典・内容
●	医療施設 （内科・外科を含むもの）	名張市在宅医療支援センター『在宅医療資源マップ』に掲載されている医療機関のうち、内科（漢方内科含む）及び外科を含む医療機関（令和5年1月1日現在）
●	福祉施設 （入所・宿泊・住居系）	高齢者の施設は、『名張市内介護保険施設等一覧（令和5年1月1日現在）』に掲載されている入所系の施設。短期入所や、宿泊サービスのある小規模多機能型居宅介護、高齢者住宅を含む。障がい者（児）の施設は、三重県の『障害福祉サービス等指定事業所一覧（令和5年1月1日現在）』に掲載されている入所系の施設。短期入所、共同生活援助を含む。
●	福祉施設（通所系）	高齢者の施設は、『名張市内介護保険施設等一覧（令和5年1月1日現在）』に掲載されている通所系の施設。障がい者（児）の施設は、三重県の『障害福祉サービス等指定事業所一覧（令和5年1月1日現在）』に掲載されている通所系の施設。
●	教育施設	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、教育センター（すべて令和5年1月1日現在）
●	子育て支援施設	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、子育て支援センター（すべて令和5年1月1日現在）
●	主な公共施設、 文化・集会施設等	名張市防災センター、名張市青少年センター（a d s ホール）、名張市立図書館、名張市総合体育館（マツヤマSSKアリーナ）、名張市武道交流館いきいき、市民センター（すべて令和5年1月1日現在）

施設につきましては医療施設、入所系の福祉施設、通所系の福祉施設、教育施設、子育て支援施設、主な公共施設、文化・集会施設等を重ね合わせます。次のページお願いいたします。最初は洪水災害からです。このページでは洪水の災害ハザード情報を載せています。この表の中でこれからの分析に使う資料については、オレンジの星印をつけております。では次のページをお願いいたします。

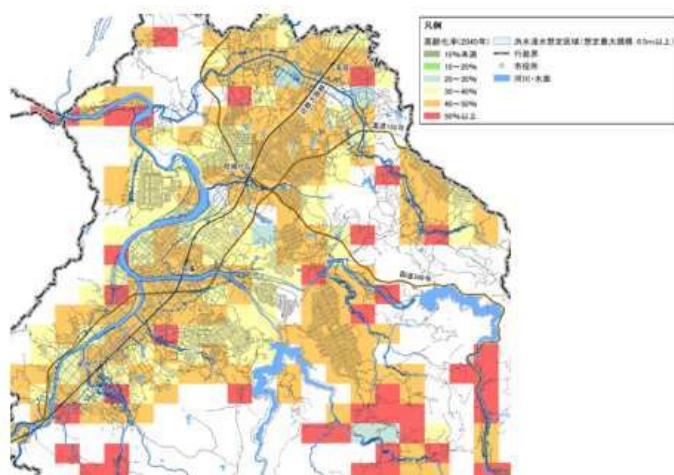
災害ハザード情報		出典	分析に 使用
洪水浸水 想定区域図	洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	・国土交通省近畿地方 整備局木津川上流河 川事務所『淀川水系 名張川洪水浸水想定 区域図』・『淀川水系 宇陀川洪水浸水想定 区域図』 ・三重県『淀川水系（指 定区間）洪水浸水想 定区域図』	★
	洪水浸水想定区域図（計画規模）		
	浸水継続時間図 ※想定最大規模		★
	家屋倒壊等氾濫想定区域図（氾濫流） ※想定最大規模		★
	家屋倒壊等氾濫想定区域図（河岸浸食） ※想定最大規模		★
多段階浸水 想定区域図	段階	確率規模	-
	現況 当面 中期	高頻度 (1/10) 中高頻度 (1/30) 中頻度 (1/50) 中低頻度 (1/100) 低頻度 (1/150) 想定最大規模 (1/1000)	
リスクマップ	段階	浸水リスク	
	現況 当面 中期	0 cm以上 50 cm以上 3 m以上	



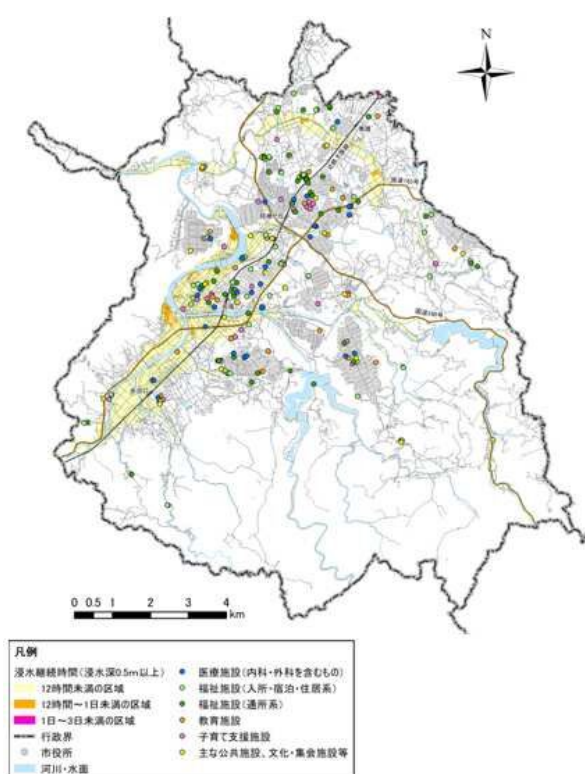
まずは洪水浸水想定区域、先ほど見ていただいたものですが、想定最大規模のものと各種施設の重ね合わせ図です。こちらの分析としましては下のところに書いているんですが、想定最大規模の場合、発生頻度は低いものの、名張川や宇陀川沿いの広範囲が浸水すると想定されており、浸水深が5メートルを超える箇所もあります。多くの福祉施設や医療施設、子育て施設も浸水想定区域内に立地しており、中には浸水深が3メートルを超える箇所に立地している施設もあります。次のページでは、建物階層別分布と重ね合わせています。



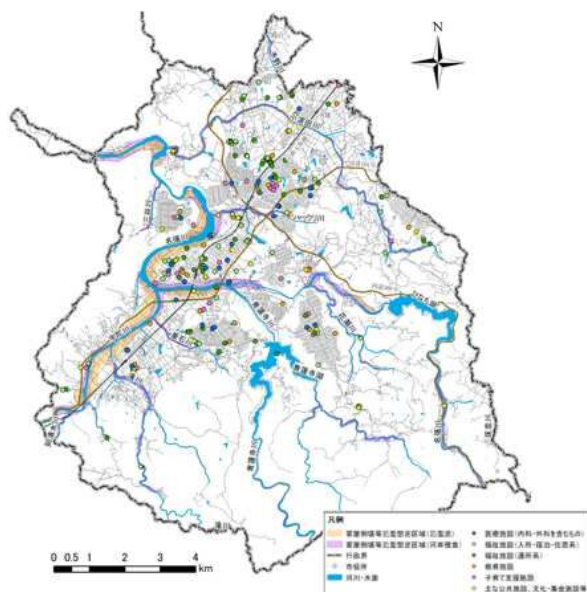
少しわかりにくいかもしれませんが、青色が1、2階建ての建物、オレンジ色が3、4階建て、濃いピンクが5階以上の建物を表しています。これにつきましては、市内のほとんどの建物が1、2階建てとなっています。浸水深が0.5メートルを超える区域に、多くの建物が立地していますが、一般的な住宅の場合、浸水深が0.5メートルを超えると、床上浸水が始まり、浸水深が3メートルになると、1階部分が浸水。浸水深が3メートルを超えると2階部分も浸水するとされています。浸水深に応じた垂直避難ができない場合は、避難所等への立ち退き避難を早めに行う必要があります、としました。次のページお願いいたします。



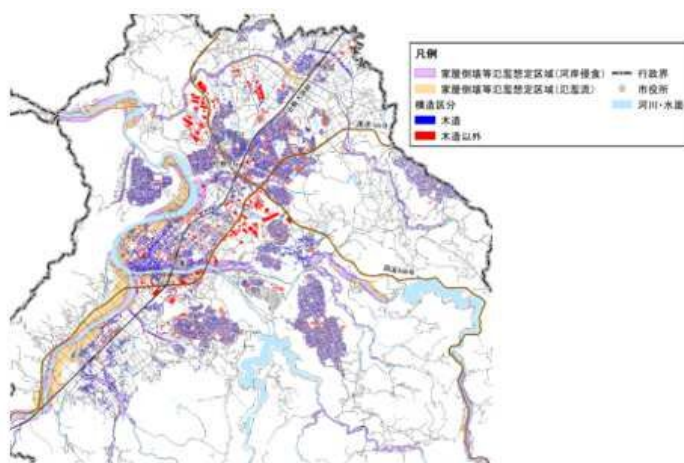
こちらが2045年の高齢化率推計との重ね合わせ図です。これも少しわかりにくいですが、浸水深0.5メートル以上のところを、細い青い斜線で区域を示しています。これにつきましては、洪水浸水想定区域では2045年の高齢化率も高く推計されていますが、浸水深が0.5メートルを超えると避難行動が困難になるので、垂直避難により屋内安全確保ができる場合でも、立ち退き避難をした方が望ましい場合も考えられます。時間に余裕を持って避難行動ができるよう、早めの呼びかけが必要です、とさせていただきました。次のページは、浸水継続時間です。規模は想定最大規模です。



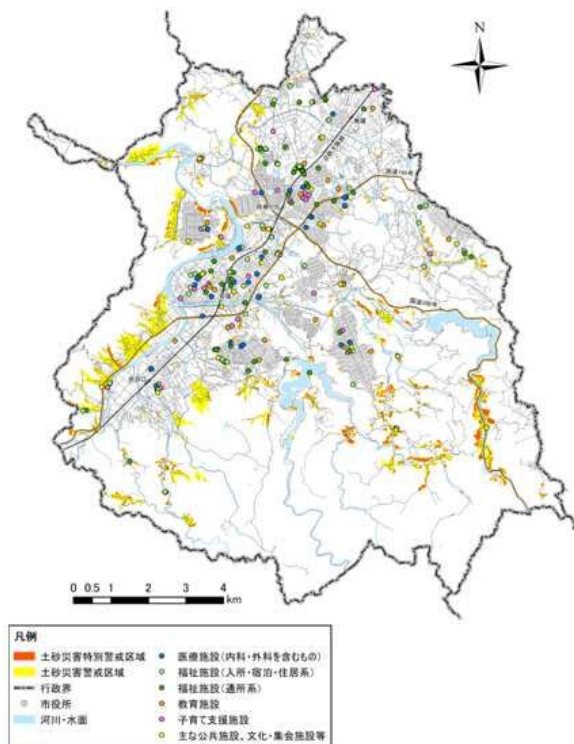
こちらにも各種施設と重ね合わせました。こちらの分析につきましては、浸水継続時間とは浸水深が0.5メートルになってから0.5メートルを下回るまでの時間の最大値を図化したものです。区域の大半が12時間未満となっていますが、一部の地域では12時間を超えるところもあります。12時間を超える区域では、住居等が立地しているところもありますが、施設は立地していません、というふうにさせていただきました。それでは次のページお願いいたします。



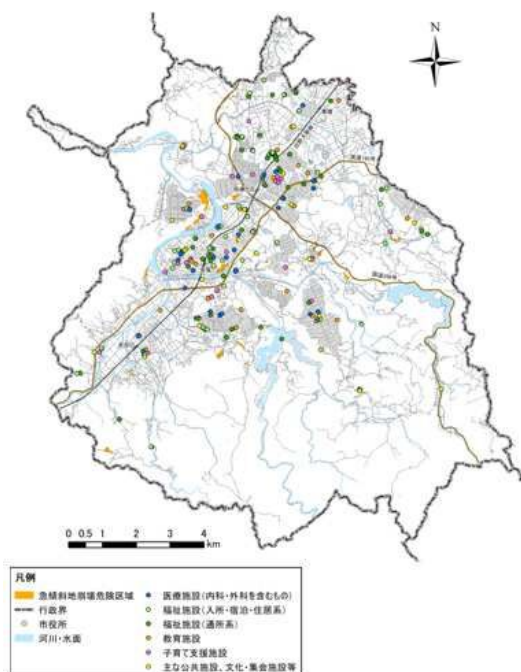
家屋倒壊等氾濫想定区域です。想定最大規模と各種施設との重ね合わせ図です。下に氾濫流と河岸侵食の説明を載せておりますが、これは前回ご説明したとおりでございます。次のページが建物構造別分布との重ね合わせたものです。



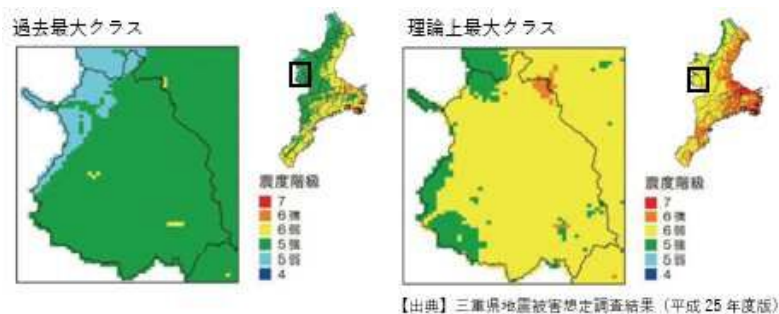
青色が木造の建物、赤色が木造以外の建物です。この家屋の区域につきましては、施設はあまり立地していませんが、住居等が多く立地しています。氾濫流と河岸侵食の2種類がありますが、家屋倒壊等氾濫想定区域内の建物構造を見ると、木造家屋が大半を占めており、氾濫流、河岸侵食ともに区域内の多くの建物が被害を受ける恐れがあります、というふうにさせていただきました。それでは次のページお願いいたします。ここからは土砂災害です。初めに前回ご説明しました土砂災害の種類の説明と災害ハザード情報を載せております。次の右のページが土砂災害特別警戒区域と各種施設の重ね合わせ図です。



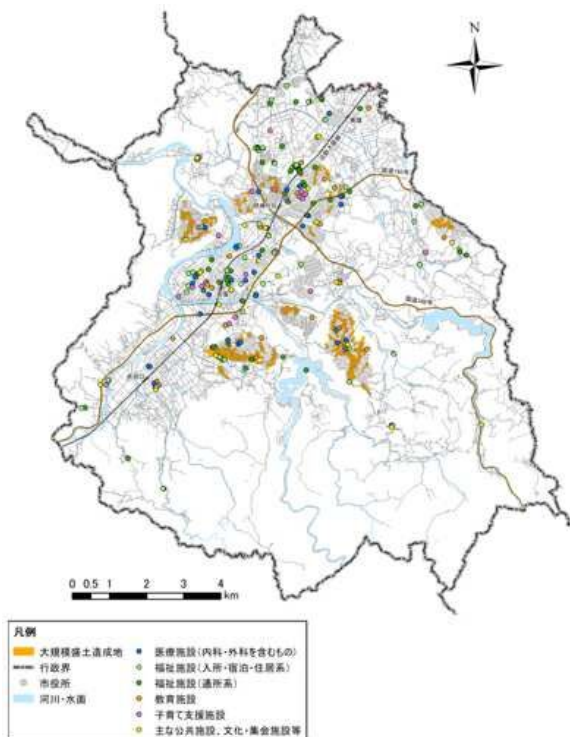
これに関しましては、市全体にわたって土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定されています。特に市の西部や南部の山間部に多く分布していますが、市街地の中や住宅団地の周辺部分にも見られ、施設や住居等が含まれている場合もあります、というふうにさせていただきます。次のページお願いいたします。



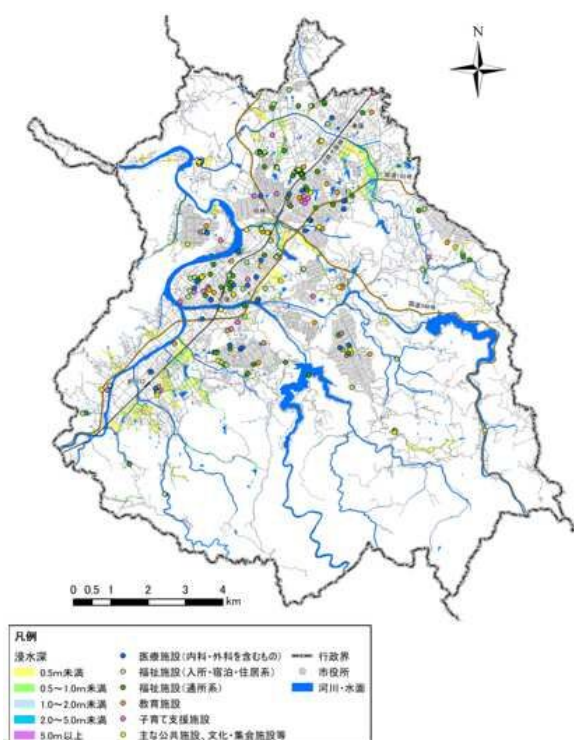
次が急傾斜地崩壊危険区域の重ね合わせ図です。これに関しましては、急傾斜地崩壊危険区域とは傾斜度が30度以上ある土地で崩壊の恐れがあるため、建築等の際には一定の行為制限を必要とする土地の区域です。市街地の中にも存在し、地域全体では22か所あり、当該区域に隣接している子育て支援、支援施設等もあります。すでに防止工事が行われている所もあります、といたしました。次のページからは地震災害となります。



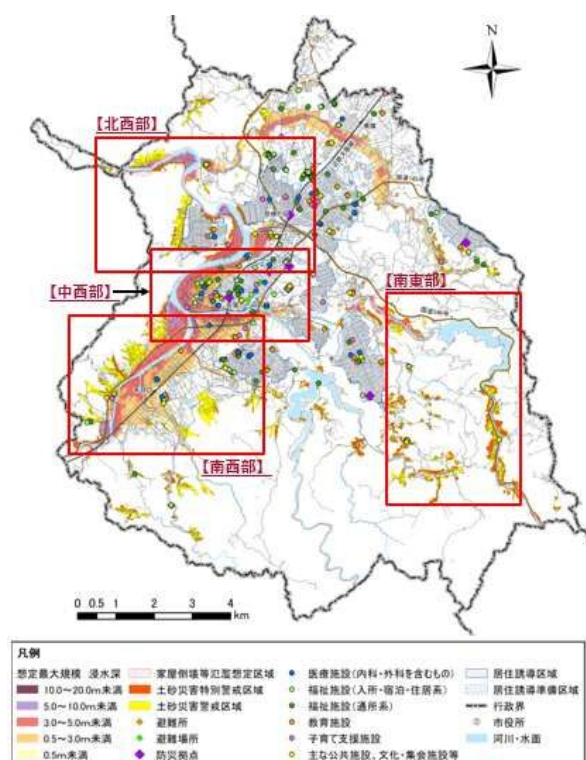
地震災害については、三重県が2014年に実施しました地震被害想定調査結果が公表されています。過去最大クラスでは、市内の大半が震度5強。理論上、最大クラスでは、震度6弱と想定されています。地震災害は、火災等の災害が同時に発生することによる被害の拡大等が懸念されます。地震災害に特化したものではありませんけれども、ここでは大規模盛土造成地とため池ハザードについて載せております。それでは次のページをお願いいたします。



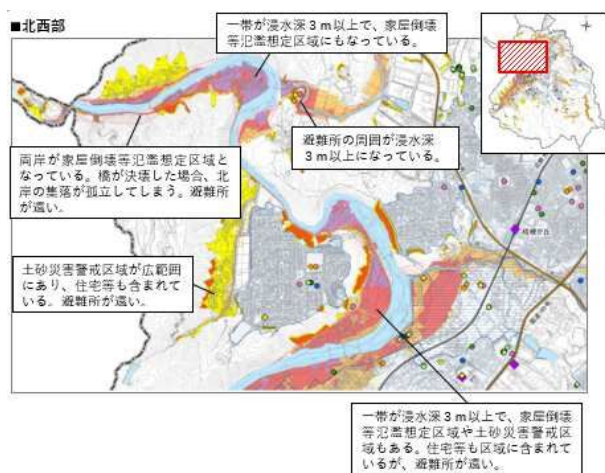
大規模盛土造成地マップと施設の重ね合わせ図です。つつじが丘や百合が丘などの住宅団地に多く分布しており、各種施設等も立地しています。地域全体では谷埋め型が76か所ありますが、これらは造成年代調査等の基礎資料整備や、現地踏査の実施に基づき抽出されました。今後は第2次スクリーニングを実施して、安全性の把握を行っていくことになります。次のページがため池ハザードマップと施設の重ね合わせ図です。



地域全体にわたり多くの農業用ため池が存在しますが、これらも地震や台風等により堤体が決壊して浸水する恐れがあります。浸水深の深い箇所に立地する施設はありませんが、ため池の決壊による被災の可能性については、河川の洪水による浸水被害ほど知られていないため、周辺住民等への周知が必要です。また日頃からの点検や修繕等の管理などについて、管理者へ助言や指導を行う必要があります、というふうにさせていただきました。次のページをお願いいたします。

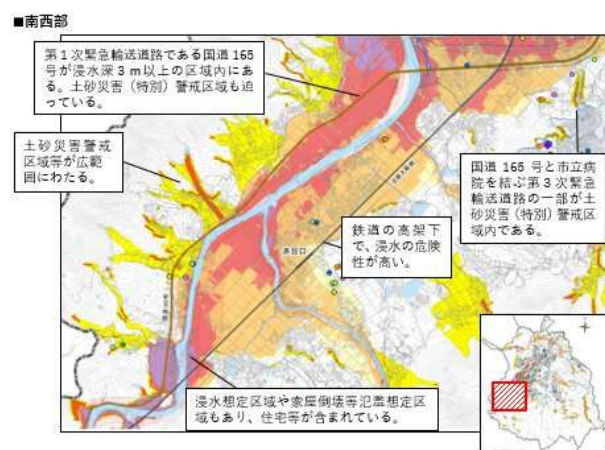


次のページは特に危険な地域の抽出をさせていただきました。このページの図では、各種災害ハザードを重ねています。施設のほかに避難所等もプロットしまして、居住誘導区域と居住誘導準備区域もちょっと細くて見えにくいんですけども、重ね合わせております。そして特に危険な地域ということで4つの地域を選びました。次のページから記載しています。

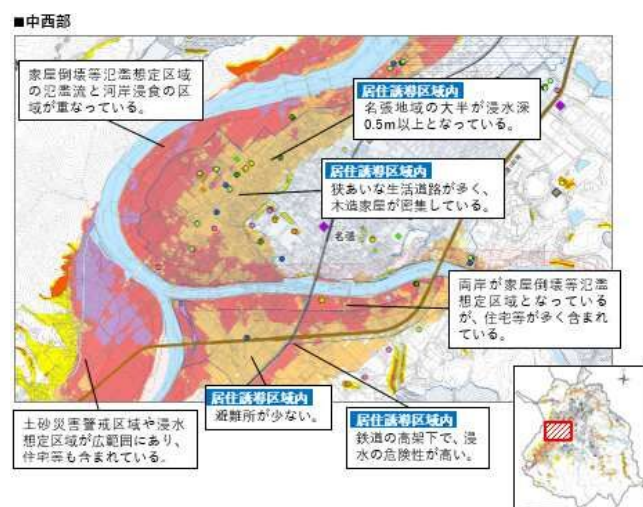


まず北西部の所なんですけれども、一番左上ですが、家野の辺りですね、両岸が家屋倒壊等氾濫想定区域となっている。橋が決壊した場合、北岸の集落が孤立してしまう、避難所が遠い。その下です。梅が丘の左側、短野の辺りですが、土砂災害警戒区域が広範囲にあり、住

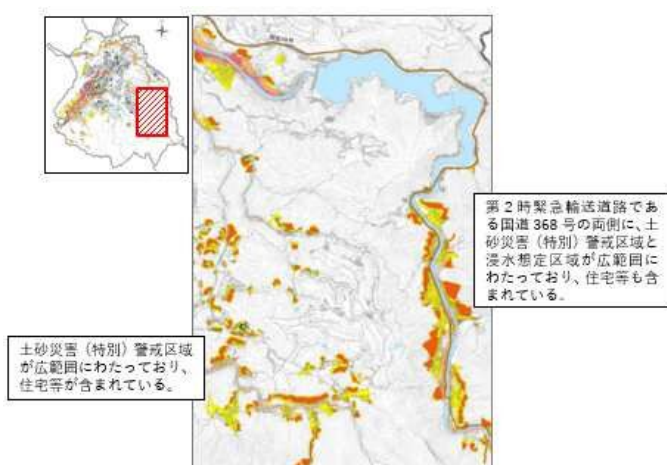
宅等も含まれている。避難所が遠い。真ん中の一番上、薦原の辺りです。一帯が浸水深3メートル以上で、家屋倒壊等氾濫想定区域にもなっている。その下、避難所の周囲が浸水深3メートル以上になっている。大屋戸のところは、一帯が浸水深3メートル以上で家屋倒壊等氾濫想定区域や土砂災害警戒区域もある。住宅等も区域に含まれているが、避難所が遠い。とさせていただきます。



そして南西部の一番左上ですが、第1次緊急輸送道路である国道165号が浸水深3メートル以上の区域内にある。土砂災害特別警戒区域も迫っている。その下ですが、土砂災害警戒区域等が広範囲にわたっている。そして一番右側の上、百合が丘と国道を結ぶところですが、国道165号と市立病院を結ぶ第3次緊急輸送道路の一部が、土砂災害特別警戒区域内である。その下、赤目の所ですが鉄道の高架下で浸水の危険性が高い。一番下、安部田の辺りですが、浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域もあり、住宅等が含まれているとしました。次のページお願いいたします。次のページは名張地域と箕曲の地域です。



まず左上ですけれども、家屋倒壊等氾濫想定区域の氾濫流と河岸侵食の区域が重なっている。一番左下、土砂災害警戒区域や浸水想定区域が広範囲にあり、住宅等も含まれている。居住誘導区域内と書いてます一番上ですが、名張地域の大半が浸水深0.5メートル以上となっている。その下、狭隘な生活道路が多く、木造家屋が密集している。箕曲の辺りですけれども、避難所が少ない。そして鉄道の高架下で浸水の危険性が高い。そして一番右下ですが、両岸が家屋倒壊等氾濫想定区域となっているが、住宅等が多く含まれている。



最後に南東部、国津と長瀬の辺りですが、土砂災害特別警戒区域が広範囲にわたっており、住宅等が含まれている。長瀬の方は第2次緊急輸送道路である国道368号の両側に、土砂災害特別警戒区域と浸水想定区域が広範囲にわたっており、住宅等も含まれている。というふうにさせていただきました。次のページは防災まちづくりに向けた取り組みです。これまでの課題をまとめましたので、ちょっと読ませていただきます。災害ハザード情報の整理とリスク分析により、名張川、宇陀川沿いなどの広い地域で洪水による災害リスクが想定されているほか、土砂災害警戒区域等の市内全域にわたって分布していることがわかりました。特に名張地区においては、様々な災害ハザードが複合的に重なっています。災害リスクの高い地域は、新たな立地抑制を図るため、居住誘導区域から原則除外することとされていますが、既に市街地が形成されている当該地区においては、これらのハザードエリアを居住誘導区域からすべて除くことは現実的に困難です。このため、特に危険な災害ハザードエリアは、居住誘導区域からの除外を図るほか、区域内に残存する災害リスクに対しては、これからも安心して居住が維持できるよう、災害リスクをできる限り回避、あるいは低減させる対策を講じる必要があります。災害ハザードエリア内には多くの住居や教育施設、子育て支援施設、医療施設、福祉施設等が立地していることもわかりました。居住者等の中には、高齢者や障害のある方など、避難行動要支援者も含まれていますが、今後の高齢者人口の増加を考えると、災害時にはさらに適切な避難誘導、迅速な避難行動が求められます。また、洪水災害や土砂災害だけでなく、地震を起因とした災害では、土砂崩落や延焼火災、ライフラインの寸

断など複合的なリスクが想定されるため、被災後も迅速な復興が可能なまちづくりに向け、平時から住まいの耐震化や老朽化したインフラの回収に努め、地震に強い建物やまちの形成、関係機関の連携体制も求められます。このような様々な災害リスクに対応し、いざという時に防災について正しい知識と判断を持って行動できるようにするためには、各種の対策による災害リスクの回避や除去、低減とあわせて、市民一人一人が防災について正しい知識と判断を持って行動できるよう、適切な避難や防災活動に役立つ情報をみんなで共有しながら、いつまでも安心して暮らせる防災意識の高いまちを構築していくことが必要です。ついで、コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、防災まちづくりの将来像と防災まちづくりに向けた取り組み方針を掲げ、具体的な取り組みとスケジュール目標値について以下に示します。ということで、防災まちづくりの将来像を、みんなで取り組む防災意識と防災、減災機能が高いまちづくりとさせていただきます。次のページお願いいたします。防災まちづくりに向けた取り組み方針は、生命及び身体の保護を最優先に考え、ソフトとハードを組み合わせた防災、減災対策の充実を図ります、としまして、具体的な取り組みを記載しました。ハザードマップの配布、周知、防災教育研修等による防災知識の普及啓発、防災訓練避難訓練の実施、災害時要援護者支援制度の推進、避難確保計画の作成検証、地区防災計画作成の促進、事業所等との災害応援協定締結、洪水や土砂災害の影響がある避難所の検証、次のページお願いします、土地の利用制限、立地抑制、名張川河川改修、木造家屋の無料耐震診断、上水道施設、下水道施設の耐震化及び機能強化、道路ネットワークの構築、緊急輸送道路沿道建築物等の安全性確保、狭あい道路整備等の促進、大規模盛土造成地の調査、防災対策とさせていただきます。

具体的な取組・施策（※1）	災害リスク			実施時期の目標		
	洪水	土砂災害	地震	短期 （5年）	中期 （10年）	長期 （20年）
ハザードマップの配布・周知	○	○	○	→	→	→
防災教育・研修等による防災知識の普及啓発	○	○	○	→	→	→
防災訓練・避難訓練の実施	○	○	○	→	→	→
災害時要援護者支援制度の推進	○	○	○	→	→	→
避難確保計画等の作成・検証	○	○	○	→	→	→
地区防災計画作成の促進	○	○	○	→	→	→
事業所等との災害応援協定締結	○	○	○	→	→	→
洪水や土砂災害の影響がある避難所の検証	○	○	○	→	→	→
土地利用の制限（立地抑制）	○	○		→	→	→
名張川河川改修	○			左岸側 →	右岸側 →	

木造住宅の無料耐震診断			○	→	→	→
上水道施設・下水道施設の耐震化及び機能強化			○	→	→	→
道路ネットワークの構築	○	○	○	→	→	→

具体的な取組・施策（※1）	災害リスク			実施時期の目標		
	洪水	土砂災害	地震	短期 （5年）	中期 （10年）	長期 （20年）
緊急輸送道路沿道建築物等の安全性確保			○	→	→	→
狭あい道路整備等の促進	○	○	○	→	→	→
大規模盛土造成地の調査・防災対策		○	○	→	→	→

そして次のページなんですけれども、ここでは今説明しました取組み事項を1つの表にしまして、スケジュールを記載しています。ほとんどが長期20年の継続実施になりますが、計画期間が明確な名張川の河川改修については具体的に記載させていただきました。最後の2つ、狭あい道路の整備と大規模盛土の調査につきましては、取りかかるのに少し時間がかかると思われましたので、スタート地点を少しずらしております。そして最後の黄色の表なんですけれどもこちらは目標値です。ソフト対策とハード対策を1つずつ記載しました。まずソフトの方が、居住誘導区域内における地区防災計画の作成数。これは現在0地区なのですが、目標値を5地区とさせていただきました。次のハード対策は居住誘導区域内における洪水浸水想定区域、計画規模の面積としまして、100%、80%、というふうに一旦させていただきましたけれども、規模やパーセンテージは仮に設定してみましたので、こちらについては特に委員から、より適切な対応を教えていただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。最後にちょっと資料1の基礎資料の3のことについて簡単に説明させていただきましたんですけども、この基礎資料3の方には、基本的には今回の防災指針で使った資料を載せております。一部、前回の修正版です。4ページですけども。洪水浸水想定区域の計画規模の図がちょっと誤っておりましたので、その修正版を載せておりますのと、3ページの宅地利用の増減はちょっと防災指針に使おうと思ってたんですが、構成を考えまして結局使ってなかったものです。基礎資料3の説明は以上でございます。防災指針についても、以上でございます。議長よろしくお願いいたします。

【議長】

はい。ありがとうございます。では、意見交換に入らせていただくんですが、その前に私の方からですね、資料3のいちばん最初のページの所で、防災分野に様々な計画がありますね。それと今回の防災指針の役割分担っていうのは事務局の方はどう考えていただいてますでしょうか。

【事務局】

役割分担ですか。こちらの防災分野の方は、市全体の防災の計画と思っておりまして、防災指針については、やはり最初もちょっと説明したんですけども、主には居住誘導区域の中での防災対策というふうに考えております。

【議長】

はい。なぜそれ最初にちょっと確認させていただいたかというのと、これ書き込めば書き込むほど全市の計画と、非常にわかりにくくなってしまう部分ってないのかなと思います。1つ具体的に言いますとね、様々な検討の地図がありますけれども、他市のものなんかではここに居住誘導区域がどこなのかっていうことがあって。それとこのリスクがどうなってるかっていうところが、この地図の上でも明示されてるんですね。それだけでも、我々が

検討するというかその立地適正化計画の中の防災指針っていうのは主にこの居住誘導区域の範囲のことを指してるんですよっていうイメージがおそらくできてくると思うんですね。そうしませんとね、これ、すべて全市の地図が載せられていますから、どうしても全市の話になっちゃう危険性があると思うんですよ。だからそこは我々これから議論する中でもですね、やっぱりここで言ってるのは、1 ページ目の最初、防災指針とはっていうところにゴシックで書かれてますように居住誘導区域と都市機能誘導区域の中での防災指針であるっていうことがここで明記されてますから、ここはやっぱりきちんと共有をしておく、あるいは、読んでいただいた方も、全市のことじゃないんですよと。特に、こういう居住誘導区域とか都市機能誘導区域を選定するについては、こういう防災的な観点も非常に重要視しますよ、っていうような、そこら辺をですね、様々なところでちょっと強調しておいていただいたらわかりやすいんだろうなと思いました。

【事務局】

はい。ありがとうございます。

【議長】

ということを前提に質疑応答をさせていただければと思います。どうぞ。

【委員】

すいません。この防災指針の前にちょっと確認させていただきたいのが、この洪水、浸水というのを考えた時に、青蓮寺ダムの崩壊は大丈夫やという判断でやっているんですが、いつときやっぱり青蓮寺ダムも年度経ちますし、危ないという話だったのですが、これに関してどういう判断されているのか。まず2 点目は、この中で見ていましたら、名張川のところはいろんな形を書いておりますが、城下川に関してはされていません。ちょっとこの辺の考え方どうなっているのかというのが2 点目。次、3 点目でございますが、今回、資料2 の9 ページの修正になりましたが、ここ一部、新町からの通りが居住誘導区域から外すということになっています、これはどういうことでこういう形にされたのか、これ3 点目です。次、4 点目。このこれは今回関係ないかもしれませんが、資料3 第9 章の2 5 ページの狭あい道路整備等の促進となっておりますが、今まで、これに関しましては、名張市ではなかなか進められてない。進められていないものをあと1 0 年2 0 年の形でできるんですか、というふうに思っております。以上ちょっとこれ4 点お願いします。

【事務局】

はい。4 点いただきまして、ありがとうございます。青蓮寺ダムにつきましては、崩壊するということについては、想定をしております。安全なものとして考えております。それがまず1 点です。

【委員】

すいません。1 個いいですか。それはそれで、この案としてはそういう形の考え方で上がっていますけど、これは一度確証していただいた方がいろんな方が心配をしている点がございます。市民、住民が心配しておりますので、一応この辺は、これも確証をいただけるように、またご確認をしていただきたいということでございます。はい。

【議長】

はい。この辺りは、委員の。

【委員】

そうですね、はい。直接担当してるところで水資源機構さんが実際管理をしていますので、個別、青蓮寺ダムがどうということまでいけないんですけども、一般的には、青蓮寺ダムは約 50 年経過していますけども、毎年施設の点検をして、記憶の範囲ですけど青蓮寺ダム自体がその結果、耐震上何かなんていうのは、結果報告は見たことはないです。一定の安全は保っているのではないかなと思います。そこは、事務局と協力して、水機構さんに確認して、次回にはご報告できるかなと思います。

【議長】

おそらく、その前提が崩れてしまうと多分河川整備計画そのものが崩れてしまいますので、これ、とんでもないことになってやり替えるということになりますので、その確認は必要だと思いますが、青蓮寺ダムはそのままちゃんと貯水機能が確保できるという前提で私たちもこれから進めていかざるをえないというように思います。はい。では、2 点目。

【事務局】

はい。城下川の水路の方なんですけども、都市整備部の方で水が増水した場合、何か所か樋門がありますので、そこを締めに行くということで対応しておりますので、基本的には、樋門を超えて入ってくるというような状況、市中全体が水没するような城下川の氾濫というのは今のところは想定ございません。

【委員】

南の用水路として使われていますから、管理組合さんが上下水道の止めたり開放なりをずっと今まではされていましたが、これは現状そういう形の継続であって、っていう形の判断でいいですか。

【事務局】

そうです。地域の方と話し合いながら、増水時には市と連携取りながら締めに行ったりし

ています。

【委員】

市も止めに行かれているんですか。

【事務局】

確認に行っております。

【委員】

私が知っている範囲では、今いう南のですね、農業組合の方がいつも雨降ってきたら開けに行く、においがするんで締めに行く、開けに行くというのをしょっちゅうされてるのを目の前に見ておりますんで、これ、いろんな形で大変なことやなという思いをしてみました、ちょっとご確認だけさせていただきました。ただ、今回のやつでは一応、除外ということですね。

【事務局】

はい、そうです。ちょっと3点目につきましては係長から説明させていただきまして、狭あい道路のことについてでございますけれども、ご指摘いただいたように、狭あい道路ですね、建築指導の担当部署で今進めている所なんですけれども、なかなか狭あい道路解消のところには今のところ制度的にも至っておりません。ただ、狭あい道路の調査の方はですね、引き続き毎年進めておりますので、問題視はしているという状態ですので、防災指針の方にも前向きに進めていくという思いを反映させないといけませんので、載せさせていただいているというところでございます。

【委員】

はい、進めていくというかたちでしたら、こういうかたちであげてもいいと思います。ただ、あまりにもですね、隣の市と比べても、名張市はなんだ、進まっていないというのが現状だと思います。隣の市はどんどん狭あい道路広げたり、なんなのえらい差がついてますので、名張市もそういう形の推進は推進でまたやっていっていただければなと思います。やっていこうということでしたら、こういう形であげておいていただいて結構です。もうやる気がないのかなっていう思いがしましたので、質問しました。

【議長】

城下川の話も含めてですね、ちょっと専門家として、いわゆる内水氾濫、外水氾濫という区別ができるんですけれど、ちょっとそのどこかにね、この内水氾濫ってこういうことです、外水氾濫ってこういうことです、今回はいわゆる外水氾濫を中心に河川が氾濫した時にど

うするかっていう対応をとっています。っていう、そこにちょっと書き加えていただくと、先ほどの委員のお話がより分かりやすくなるんじゃないかなというように思いました。その時は道路の話に限らずなんです、今回1つの目的として、国交省さんもですね、防災対策の様々な事業、制度を新しく作ってくださってますよね。それに乗かって、いわゆる面的整備に乗かっていくことで、狭あい道路の整備を含めることができるんですけど、なかなかこういうまち全体を変える面的整備っていうのは、地権者さんの同意がないと難しいので、非常に使うのは難しいことだと思うんですけどもね、こういうような新たな整備事業っていうのは、今回は名張市はあまり想定されていないという、こういうことでいいでしょうか。

【事務局】

はい、まだそこまで具体的には考えてはおりません。

【議長】

例えば具体的に言いますと、私、大阪の摂津市でも都市計画をしてるんですが、淀川の直近で、淀川の堤防より低い市街地もたくさんありまして、そこに今防災センターを国の補助金を使わせていただいて整備するということになってるんです。当然逃げていけないので、淀川の堤防の高さまで土を盛って、その上に防災センターを作る、っていうことになってるんです。だからその使い方によったら、国のお金も引き出しながら、こういうような防災施設を整備することができますので、ちょっと可能性があるのかなのか、新しい制度事業をですね、ちょっと視野に入れていただいて使えるものならば使っていただけるように防災指針の中でも書きこんでおいた方がいいのかなというように思いましたので、そこをまた次回までに検討いただければと思います。

【委員】

防災センターに関しては、これはもうちょっとありませんが、新たにしていくのはなかなか国は難しいという話だと思います。別の地域で防災センターの設置を要望させていただきましたけど、なかなか、あるのにまたほかの所は難しいという判断を聞かせていただいています。

【議長】

それはたぶん全市的な防災センターの話で、もう少しこういう非常に危険な所ということが強調できれば、可能性としてはないこともないかなとは思いますが。そこら辺、防災センターの話だけじゃないんですけどね。様々な防災の新しい制度とか事業を作ってくださいますので。はい。ほか、いかがでしょうか。

【委員】

すみません。

【議長】

はい、どうぞ。

【委員】

2点ありまして、1点目はですね、資料3、16ページですね。特に危険な地域の抽出とかたちで抽出していただいているんですが、それ以外にこの災害発生時の危険性のレベル、そういったものが見えるような形で合わせていただければいいと思うんですけれども。それが1点目ですね。2点目はですね、こちらの方に避難場所、ここ関係あるかどうかわかりませんが、避難する時の避難場所ですね。それが災害の危険場所とですね、重複してそんなところへ避難したら大変なことになっちゃう、というようなことになろうかと思います。そういった危険レベルのこともですね、各地区でPRいただきたいと思うんですけれども。

【議長】

はい。冒頭にも申し上げましたけど、先程ご指摘のようにですね、居住誘導区域と重ね合わせた時に、これだけたくさん書く必要があるのかどうか、ということも見えてくるんですね。これ多分ほかの計画でも書かれていることたくさんあるんじゃないかなと思いますよ。あんまり書きすぎると、我々が焦点当てていること以外のこともきちんと議論していかなくちゃならないことになりますので、そこはちょっと役割分担も含めて、あるいはこの表現の仕方も含めてね、ご検討いただければと思います。

【事務局】

はい。

【委員】

よろしいですか。先ほどから皆さんの意見と重複する部分も多いかと思うんですけど、居住誘導区域ってのがやっぱりわかりにくいので、例えば先ほど委員からありましたように、狭あい道路についてもどこが居住誘導区域内で、狭あい道路があって、どういう問題があるのかっていうのは整理がなかなかできにくいので、そこはやはりもう、地図か何かで多分狭あい道路も今もデータあると思うので、すぐに道路データでわかると思いますんで、ある程度のところは割合が出ると思いますんでその辺を整理していただきたいのと、道路ネットワークの構築というところも、あんまり居住誘導区域内での道路ネットワークの構築っていうところのイメージがつきにくいので、そのあたり何か説明を加えていただいた方がいい

いのかなというふうに思っております。以上です。

【議長】

ありがとうございます。委員のお話をさらに延長するならば、居住誘導区域だけに当たってしまうと、いわゆるコンパクトプラスネットワークのコンパクトっていうところにしか目がいかないで、そのネットワークっていう観点で考えたときに、例えばその道路が寸断されてしまって、しばらくは集落の方々が困る期間が長くなっちゃうこととかですね、そういう観点で、全域の交通ネットワークとか道路状況で災害の時にどうなのかっていうことを書いていただくと、我々というか、この立地適正化計画が受ける話になっていくのかなと思いますので、そのあたりもちょっと検討をというふうに思います。はい。具体的に言うと、市民病院へのアクセス道路が使えなくなっちゃうよという話がありますけども、そこが1つ典型的な話だったんですね。災害時に緊急で重要な市民病院へのアクセス道路が使えなくなってしまう、これは計画の中でもしっかりと検討しておかなくてはならないと思いました。

【事務局】

その件で質問なのですが、あの、当市にも狭あい道路地図がございまして、インターネット上に公表はしておるところなんですけれども、全ての調査が終わっていないくて、現時点のものしかない。現時点のものを出すというようなこと、これは、問題は、例えばこれをつけるとなると、現時点のものですというもので出してもよろしいんでしょうか。例えば、本来、狭あい道路、将来的には判定してなっていくのに、そこは狭あいじゃないよというのを逆に出してしまう部分がありまして、それでちょっと心配は感じておりどうなのかなと思いました。

【議長】

狭あい道路を調べるんじゃなくて、狭あいなために、災害時あるいは防災上困るというところをピックアップしようということだと思うんです。だからそういう観点でちょっと見ていただく中で、その狭あい道路の問題を言っているのではない、狭あい道路が災害上どうい問題があるかっていうところを、今回問題にするわけですから。そういう意味で、できていないところでもこの辺りは危険だな、あるいは、整備しなきゃいけないということが見えるようにすれば、正確な情報ではなくても書き加えていただくということは可能ではないかなと思うんですけども。

【委員】

詳細がわかってなかったら、4次メッシュでも500メートルメッシュでもいいので、メッシュでとりあえずこの地域は現時点では危険性があるとか、未調査のところは未調査で

メッシュ状で表現すればある程度の情報提供できるのかなと思うので、最終的に全て調査終われば細かい情報に入れ替えるっていうのも1つの手かなと思います。

【議長】

ただ、私、仕事上こういう密集市街地の整備のお話をさせていただくんですけどね、今日ちょうど防災センターでやっていますが、消防署の方にお聞きすると、大丈夫ですとおっしゃるんです。消防署からすると、ここは消防車あるいはホースが届きませんと言えませんから、どんなことをやっても届かせないといけないわけです。都市計画側は道路が狭いと危ない、火を消しに行けない、助けに行けないとか言っちゃうんです。消防救急からすると、どんな状態でも行かないといけないという判断になりますので、かなり判断基準が違うなという気がします。本当に危ないところってどこなんだろう、っていうのはちょっとかなりいろんな多面的に判断をした方がいいかなということです。私、阪神淡路大震災のときも復旧復興一緒にしましたが、狭い道路の何が危険を引き出すかっていうところはやっぱりもうちょっときちんと整理しておかないといけないと思いますね。例えば狭いとしても、ブロック塀をしっかりと補強して崩れてきてない限り、道路が通れたりするわけですよ。だから、そのブロック塀であったり、あるいは建物自身を強くすることによって、道路が狭くても被害が及ばないようにしていくっていう考え方もできますので、そういう意味でもう少しこれ何が問題なのか、その狭いながらも問題を生じさせないためにはどこから手を打っていけばいいのか、というのはちょっともう少し論理的に整理をしていただくとわかりやすくなるのかなと思います。今のストーリーだと狭かったら駄目ですって話になっちゃってますよね。そうではないと思います。ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】

まだよくわからない中で、会議参加させていただいています。とんちんかんみたいなこと言うかもしれませんが、申し訳ないです。よろしくお願いします。先ほど、この防災指針っていうのは、居住誘導区域と都市機能誘導区域のものをつくるっていう感じでいいんですよね。地図上では全市が載っているので、居住だけをピックアップして出したらわかりやすいという委員長先生のお話で良かったですかね。はい、すみません。これは資料2の1ページの下の中に太字で書いていただいているのはそれはそうだなと思うんですけども、下に居住誘導区域外っていう情報が載っているもので、その区域外とも併せて検討するという意味では全市と居住区域だけ大きいっていう2つでいった方がわかりやすいかなと思わせていただいているところです。で、本当に一個人的な話をしますと、自分は、このはずれの赤目からもっと奥の方の上三谷という錦生地域に住んでいるんですけども、もちろんそこからは離れてはいるんですけども、当然、コンパクト計画っていうのはね、10年先、20年先を見据えた当然のことだし、理想の形でというのはもちろん図らせていただくんですけども、当然、外れてる区域の人にとっては、不安要素も出てくるんで、全市と今検討する誘

導地域の話ということであれば、地図的にはよくわかる居住誘導区域と全市とで載せていただければよりわかりやすいのかなと思います。

【議長】

いや、そうではなくて、私が申し上げたのは、この地図の上に居住誘導区域ってどこですか、って書き込んでいただくと問題がはっきり切り分けられますよねっていうお話をさせていただいたんです。先ほど、資料1ページの3のところで、下の図の4つの計画がありますよね。これが全市の防災の計画なんです。要は同じことを書いてしまうと、立地適正化計画の防災指針と4つの全市の計画の仕分けが難しくなるので、そこはもう一度整理をしてくださいねというお話をさせていただいたので、全市的な計画は右側で十分に網羅されているというように思いますので、そこは読んでいただいた市民の方にも誤解のないように都度丁寧に防災指針の最初のところでは説明を加えていただいておりますというように思っている次第でございます。もっとわかりやすく言えば、前回もちょっと委員にもいろいろ解説を加えていただいたのですが、本来どうなっていくかといけないかという、危ないところには人は住んではいけません、施設を作ってはいけませんっていう大原則がある訳ですよ。けれども、そうなってくると、特異な分野の川沿いなんかもう住むなっていう話になってしまいますので、それは無理ですよ。で、もしここにお住みになってる限り、何かやっぱ防災の対策を打っておかないといけない。それを住民さんと共有しておかないといけない。ということで、住むんだったらこういうような防災対策をちゃんとやります、やっていきましょうね、っていうような2段構えというようになってるはずなので、そこもちゃんと丁寧に説明していただいた方がいいのかなと思います。

【事務局】

ありがとうございました。

【議長】

委員は職業柄なかなかストレートには言えないかもしれないんですけど、もともと人が住んでいなかった地域で住宅開発が起こり、そしてそこに洪水が起こり、危ないと言われても川を守っている数と、もともとそこには人住んでなかったじゃないですか、って言いたくなる部分もあると思うんですよ。昔の集落っていうのはそういうことをちゃんと考えながら、安全なところに村を作っておられたわけですね。それがどんどん人口が増え、その危険度の高いところまで住まわざるを得なくなってしまう中で、もう一度原点に立ち戻って、危ないところはできるだけ住まないでくださいね、でも住むんだたらこういうような防災対策一緒に考えましょうねっていうような形に戻していったっていうのが、今回のパターンだと思います。

【委員】

まさに議長おっしゃるとおりで、特に名張の場合は洪水の被害が非常に大きい地区ですので、うちの方でも事業やってますけども、もう今の資料の3ページの流域治水プロジェクトっていうふうに米印で書いてますけども、その中で私たちがやっている治水対策に加えて、あらゆる関係者が共同して流域全体の経営がされるという形で、木津川上流もあるんですけども、その中ではこういった防災指針を作りましょうとかそういった住まい方の工夫っていうようなところも関係者としてやっていっていただきましょうというような形で進めているところです。議長おっしゃられるように、そういう意味で言うと住んでいただくためのリスク等々もありますよっていうところをしっかりと住む側が理解していただく、というようなところがちょっと今言われております。資料5ページなんですけど、ちょっと細かい話で申し訳ないんですけど、この浸水深に応じた垂直避難ができない場合は避難所への避難を早めに行うことが理想です。こういうふうに書いてありますけども、ここの辺りは何かマニュアルかそういう、私たちの感覚で言うと逆で、早めに避難をして何らかできない状況の場合は垂直避難なんてやむを得ないねっていうのが基本的な考え方かなというふうに理解していて、ちょっとこの表現だと逆の書き方なので検討いただいた方が良いのかなっていうのが1つ。次のページも一緒なんですけど、立ち退き避難をした方が望ましい場合というふうに書いてますけども、こちらも逆で、浸水が増えるまでに立ち退き避難が原則でそうでなかったら垂直避難で、特に50センチ以上浸水した場合は垂直避難はやむを得ない。そんなようなことが指針ですので、理想形としてはそういうことの表現の方がいい。ちょっと具体的な文言はあれですけど、で、7ページですけども、こちらにつきましては、これ私たちが出している図面の話ですけども、名張川の場合はどちらかというと浸水継続時間が短い地域になっているところがあります。まあ、これはですね、どこかで破堤をして、その後1つの計画規模でやってますけども、破堤をしてまた雨が降り上げます。そうすると川の水位が下がるんで雨の破堤した水っていうのは川に戻っていくんですよ。その戻っていく時間が大体どれぐらいなのかっていう目安を書いた地図になっています。ですので、名張の場合はどちらかというと、1回浸水をしてもしどちらかというと12時間以内に水が引いてしまう地域がほとんどだ、とこういうになってございます。ですので、例えばこのピンク色はないですけども、ほかの地域、特に平野部なんか行きますと、こういうのがピンク色が多かったり、もっと3日以上ということも出てきます。そういうところであればまさにネットワークという観点でいえば、その道路はほぼ使えないだろうというような、先ほど、ネットワークのお話が出ましたので、そういう意味でいくと12時間以内には終息するっていうのは前提の元にネットワークという表現ができるのかな、その分析できるのではないかと考えたところです。先ほど、摂津市の防災センター出ましたけれども、名張市の場合ですね、いきいきの隣に防災センターがございますので、まずは市全体ではそこでいいでしょうとうところでございます。ただ、いろいろな施策がある中では、先程言いました流域治水プロジェクトの中でも様々な支援制度、課題成果ございますので、私たちに相談いただけ

れば必要な相談には乗れるかなというところで、ただ、河川事務所なんで道路ってなるとなかなかあれですけど、河川事業であれば一定相談にはこういうのを使いながら、これを基に何かっていうことであれば乗れることもあるのかなと、全部が全部門前払いということではないのかなというふうには思います。はい、色々言いましたけど以上です。

【議長】

はい、ありがとうございます。先ほど、文言に関してはまた国交省のガイドラインとかも参考にしていただきながら間違わないようにしていただければと思います。後半部分のね、道路の水没の話と秋元委員さんからご指摘いただいた資料の右の一番下の四角囲みのところですね、先ほどご指摘いただいた、また居住誘導区域外に現に生活している居住者の安全確保という取組も、避難所、避難場所を整備する際には検討してください、と書いてありますので。これ何でもかんでも道路が水没するっていうことではなく、避難所とか避難場所として想定される道路が水没する場合は、そこはピックアップしておいてくださいということだと思います。ほか、いかがでしょうか。

【委員】

追加でよろしいですか。今これ全国的に言える話なので、すぐにこれに反映するのは難しいかと思うんですけど、津波があってから、避難誘導経路の経路上の安全確保ということではいろんな検討されてるんですけど、今全国的に問題になっているのが、橋梁部分の安全性が担保されていないっていうのが、おそらく、どの市町村さんでも言われてることです。その安全性を担保するための共同調査が必要なんですけど、そういったことが実はほとんど進んでいないというのが現状なので、将来的にはその橋梁というのがどれだけ安全なのかっていうのが避難経路の確保には必ず必要になってくるかと思うので、すぐにはおそらく難しく、橋梁を補修保全あるいは架け替えしようと思うと、おそらく市の予算、年間予算の工事ぐらいの費用がかかってくるというふうに言われていますので、その辺りもまた、すぐには難しいかと思うんですけど、いずれ検討していただければなというふうに思っております。ただ、なかなか難しいと。橋でもトリアージをしないといけないと言われておりまして、補修修繕、かけ替えする橋と、もう将来的にはなくしてしまう橋と考慮していかないといけないというふうに言われていますので、その辺りまた都市計画がいろいろ関わってくるかと思いますが、またこれも反映していただければというふうに思います。以上です。

【議長】

はい。策になるかわかりませんが、具体的な事例を挙げれば、阪神淡路大震災の時に、神戸のポートアイランドへ渡っている橋が崩落したんですね。本当に孤立してしまったということになりまして、それから、神戸市も同じ位置にトンネルを作って、海峡トンネルで渡れる橋とトンネルと両方確保することによって、橋が崩落してもトンネルで向こうに渡

れるようにしました。同じような話で、中平委員おっしゃるように、この橋が落ちてもちよっと迂回するんだけどこの橋が確保できたらいいという形で、そういう橋梁の崩落の話もちよっと検討をしておいていただければありがたいなということかと思いますので、またその辺りを補強できればいいかなと思います。特に名張川でいうと、名張川の東部側が中心市街地なので、西部の方々が、橋が落ちたときに東側に生活の利便施設等に行けない状況が続くのかどうかという観点で考えていただくとありがたいなというふうに思います。

【委員】

今のお話の中で緊急輸送道路については、耐震補強、当然三重県でやっていました。国の方でもやっていました。市さんの方でもやっていると思います。そういった中で緊急輸送道路の確保っていうのは耐震補強をすることによって進んでいくと思いますし、あと、それ以外の橋については、かなり高齢化してくる橋が多い中で放っておけば落ちてしまう、それは落ちないように、すでに長寿命化修繕計画というものを策定した上でおそらく名張市さんの方でも計画的に修繕を行っていると思います。ですので、そういったとこ一定書き込んでいただけると、有事の際の避難の確保、対応にも繋がっていきますし、例えば、ちょっとそこに書き込むことによって、国の交付金制度を活用できるかどうかちょっと私もはっきりわかりませんが、例えば書き込むことによって国の補助を優先的に使えるのであれば、一定この防災指針の方に書き込んでいくことはいいことではないかな、というふうに思いますので、一度関係部局の方にご確認をいただければというふうに思います。

【事務局】

はい、ありがとうございます。市の方でも、市管理の橋梁については長寿命化計画で、耐震診断等、必要な補強、また必要のないものは撤去するということで進めています。その補助制度とリンクするところは、今まで全然気づきませんでしたので、ぜひ、県河川の方も含めてですね、ちょっと調整させていただきたいと思います。

【議長】

はい、ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。防災という非常に重要な観点に時間をかけてご意見賜りましたので、今日のことをしっかり検討していただければなと思います。

【委員】

委員に聞きたいんですけども、浸水継続時間ですよね。12時間で名張地区は水が引きますよと、時間経過の中でこういうふうに色別されていますよね。こういうのって作ることは可能なんですか。8ページ目ですけど。浸水の継続時間のグラフで12時間経過してから、水がほとんど引きますよね。これを逆に言うと色別にですね、仮に6時間とか3時間とかあ

る程度の時間単位でちょっと層別に出して、3時間くらいでいけるかなとかというのは避難箇所とか、このこととは関係ないですが、防災関係のものに力をかけようということで市の危機管理室もそうですけど、避難箇所であつたりとかすごく力をかけているんですけど、その中でもそういったことに使えないかなと。

【委員】

今ですね、ちょっと名前が出てこないんですけども、そういった動く浸水想定図みたいなものはホームページで公開していますので、この地図自体は、実際はいろんなところで破堤をさせるんですよ。1個1個破堤をさせて、一番浸水深が深くなる場所の数字を何センチっていうふうに示してるんですよ。私たちの動く浸水想定図っていうのは、どこか破堤するとそのように水が広がって行って、どういうように引いていくかっていうのを1個1個わかるような地図になってますので、私たちでもこの辺りってなると、その辺りの破堤するポイントをいくつか順番で選びながらこういうような形になるのかなとかいうことを、日々日頃から仕事の中でいろんなシミュレーションで使っているという。先ほど、うちの1階も使うんで、例えばどのあたりのところで破堤したら危ないのかなっていう、この辺りで破堤した時は私たちも注意しないといけないねっていうことは、いろいろ見ながらやるっていうのはありますね。ですので、今日はちょっとあれですけど、またホームページ等でご紹介できればなと。

【委員】

公開されている。

【委員】

あ、もう既に公開されていますので。

【委員】

もう見ようと思えば見れるんですね。

【委員】

はい、もう見れます。

【委員】

なんて調べて見たらいいんですか。

【委員】

ちょっと確認しておきます。浸水想定図ということは覚えているんですが。ちょっと後で

確認します。

【議長】

委員のお話をお聞きしていると、ちょっとこの辺りのどういう条件で作った図かというのも丁寧に解説めいたところで本文じゃなくていいんですけど、そこは書いておいてもいいのかなと。参考資料として後ろの方で、いわゆる、米印、アスタリスクから、これはこういうように作った図です、といった説明を書いておいた方が、理解が進みますよね。これちなみに専門家はね、いろいろそうかっていうのがわかるんですけど、やっぱり修復していただいたら今、堤が壊れた時にどうなっているのか、どこで壊れたらどこから水が溢れていくのか、雨が降ってどんどん水が増していった水が溢れるのは溢水、水が漏れるって書きますけど、溢水っていうので、それはあんまり被害としては破堤に比べると少ないなということなので、皆さんの頭の中で堤防が破れている、壊れているっていう意識なのが、いわゆる溢水っていう状態で水が溢れている状態で、これは堤が壊れている状態をとっても大変な状態を示しているんですよっていうのは、お示しをしていただいた方がいいと思います。

【事務局】

ありがとうございます。

【委員】

これ今、洪水とか浸水とか言われていますけども、これって雨量はどのぐらいの想定でこういう想定をしてるのか、先ほど言われました青蓮寺ダムが壊れるとかそういう話の想定なのか、うち美旗ですけど、小波田川が用水で農業やってますけど、もうちょっと雨降っただけで、今カントリーエレベーターがあります、その前の方の田んぼなんかもう浸かります。普段でも。なのに、これ浸水の言われてますけど、雨量的にどうなんかなと思ひまして。これ、どういうことを前提に、浸水地域というのはわかりますけども、なんぼ雨降ったらこうなるのか、どういうふうに考えたらいいかと思う。

【事務局】

ちなみに想定最大規模のところは、1,000年に1回程度の降雨量を想定したもので、家野地点上流域の9時間総雨量約380ミリを想定、となっているんですけど、そういうことですかね。

【委員】

書くとそういうことですかね。そういうことでいくと、委員長おっしゃられたように、前提の100年に1度とか1,000年に1度とか書いていまして、まさに私たち専門家からしたらそういう数字かなとパッと頭の中で肌感覚があるんですけども、ちょっとそういう意味でいうともう少し書けてもいいかなというような気はすると思うんです。それで小波

田川なんですけど、管理は県なんですかね。場所はわかるんですけども、美旗のあの。ただ、管理されているところがちょっと今わからなくて。

【委員】

一級河川なので県です。

【委員】

県さんの管理で、想定最大の線がある、深層図もありますから、これは県さんの計画とかそういう数字の中で、まさに専門的なことで現実的に言うと、国交省の想定している雨と県さんの想定してる雨は多分違うんじゃないかなと思います。ちょっと県さんの数字見てないんですけど、同じように浸水をしてるんですけど、実際に降っている雨のことを考えたら、違う前提条件の中で同じ地図に載っている可能性はあります。

【委員】

河川管理をしているのが伊賀建設事務所です。ちょっと今日不在のため細かなところまでわからないので、こちら一度確認をしていただければなと思うんですが、おそらく雨量はちょっと違うのかなという気がします。先ほど、ダムの話が出ましたが、国交省のこの計算をするのに、ダムっていうのはいわゆる操作規則っていうのに基づいて操作するっていうことになってますんで、その条件を入れて計算をしています。ですけど、私の記憶だと、このダム自体は今の計画規模であつたり、想定最大規模だと、やはり緊急放流している状態ですので、入ってきた水をそのまま出すっていう、それは専門的にはちょっとわからないんですけど、いわゆるダムで流量コントロールするっていう条件にはなっておらず、ダムの上流に降ってきた雨が何トンっていう水の量になってその量がそのまま川にくるという前提条件になっています。

【委員】

先ほど言われました江戸時代とか、そういう時代には、住宅とか開発されてませんし、山とか農地とかである程度の時間は稼げますわね、一気に流れが来ない。最近、雨が降ると1時間もしないうちに急に水位が上がっていくようなのが現状ですね。先ほど言わせてもらいましたカントリーエレベーターの前の田んぼが浸水するっていうのは、堤防より田んぼが低いので、降った雨が川へ流れ込めないで浸かるっていうのがよその地区でもそうですよね、堤防の高いのでそこへ流れ込まないで浸水する場所です。名張の全体に考えたら、ほとんどないです。

【議長】

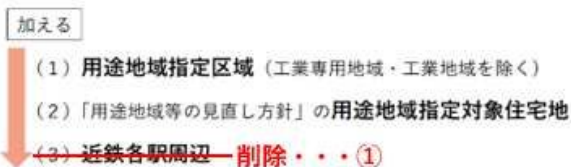
先ほどからもご指摘いただいているように、年に1度とか言われてもちょっとイメージ

がね、体験したことがないのでちょっとどうかと、実感として湧かないかもしれませんが、名前のとおりやっぱり1,000年に1度っていうすごい雨が降った時にどうなるかっていうことを今想定してるんですね。ちなみに、大阪府摂津市は淀川沿いにありますけど、昔は淀川は200年に1度といった雨でも耐えられるように国交省さんが守ってくれてたんですけど、今回はもう1,000年に1度を想定してリスクの図を作りましょうっていう話になってます。そうしますと、摂津市は小さな市ですけど、3分の2が水に浸かってしまうんですね。これは大変な状況になってしまうという形になっているんですけども、前も申し上げたように、今、九州ではね、本当に毎年すごい雨が降るようになりましたから、それ100年に1度とか200年に1度じゃなくてそういう雨が毎年来るような状況になってますから、だから、ただ一番危険な状態っていうのをちょっと想定しながら、今回も対応取らせていただいているという状態です。3.11から10年経ちましたけども、そこでも言われてますが、津波が来ないかもしれない空振りでもいいから逃げましょうというように言われてますよね。だからこれも同じだと思います。1,000年に1度っていうのは私たち生きている間にくるかどうかわかりませんが、でも明日来るかもしれないというような覚悟をしておきましょうということを、ちょっとこの文章の中でも強調しておいていただいた方がいいのではないかなと思います。はい、あと、防災指針で何かありますか。ないようでしたらもう1つ話題がございますので、前回の続きになりますけれども、居住誘導区域の検討につきましてこれもまずは事務局からご説明いただけたらと思います。

【事務局】

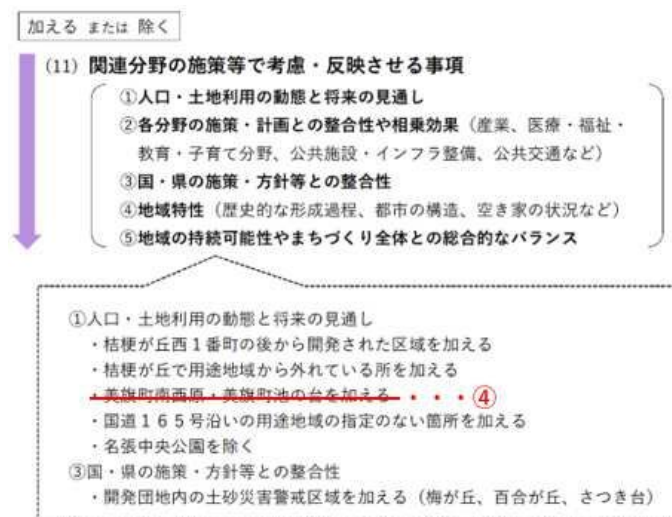
それでは居住誘導区域についてご説明させていただきます。資料2の4ページをお願いいたします。前回皆様からいただきましたご意見をもとに事務局の方で改めて考え直して参りました。居住誘導区域を設定するにあたりましては、このプロセスで考えておりましたが、このうち、赤字のところを修正して参りました。4か所ございますが、4か所続けてご説明させていただきます。まずはプロセス3番、近鉄各駅周辺の削除でございます。

居住誘導区域案の設定プロセス

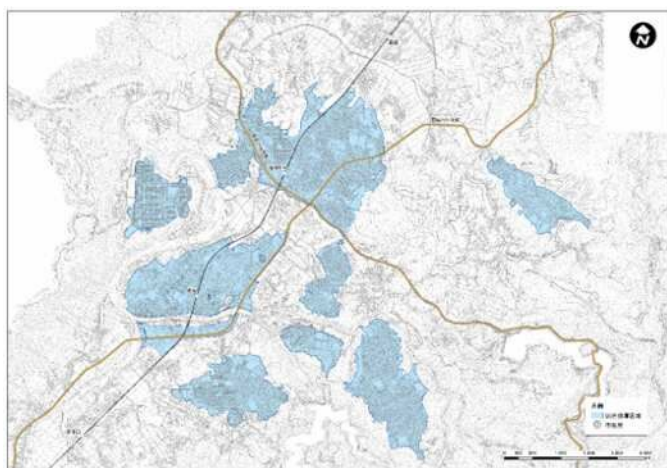
- 
- (1) 用途地域指定区域 (工業専用地域・工業地域を除く)
 - (2) 「用途地域等の見直し方針」の用途地域指定対象住宅地
 - ~~(3) 近鉄各駅周辺~~ 削除・・・①

近鉄各駅周辺といいましても主要な交通結節点となっています名張駅と桔梗が丘駅周辺はプロセスの1番で、すでに対象になっていますので、この3番は実質的には美旗駅と赤目口駅周辺のことを意味するものでした。前回皆様から、居住誘導区域をあまり広げすぎない方

が良いのではないかというご意見をいただきましたこと、そして将来の人口密度の推計や、住宅団地の規模、鉄道以外の公共交通のアクセス性を考慮しまして、削除させていただきました。

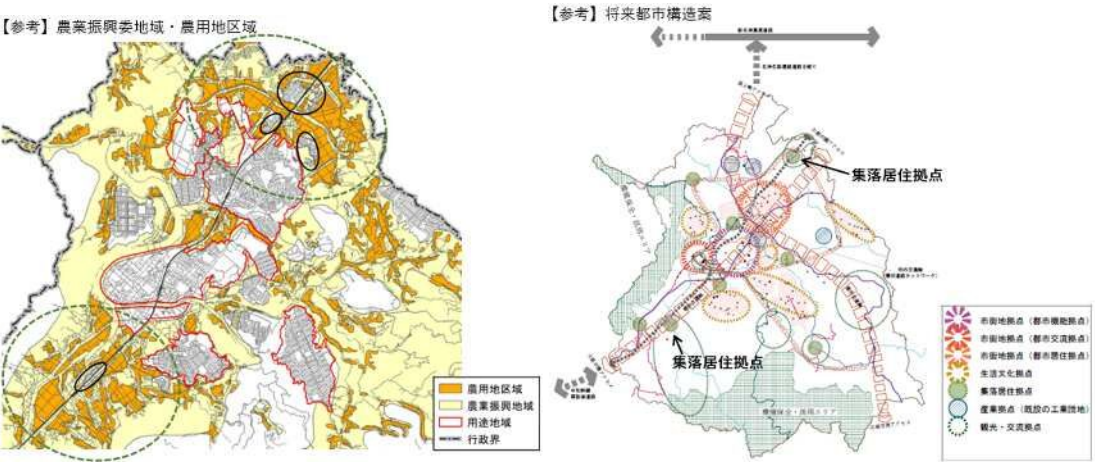


そしてこの美旗駅周辺の連担性を目的として設定していましたプロセスの11番の1番、美旗町南西原と池の台ですが、こちらも美旗駅周辺を外すことに伴って削除とさせていただきました。資料2の5ページの下の図が削除後の居住誘導区域となります。



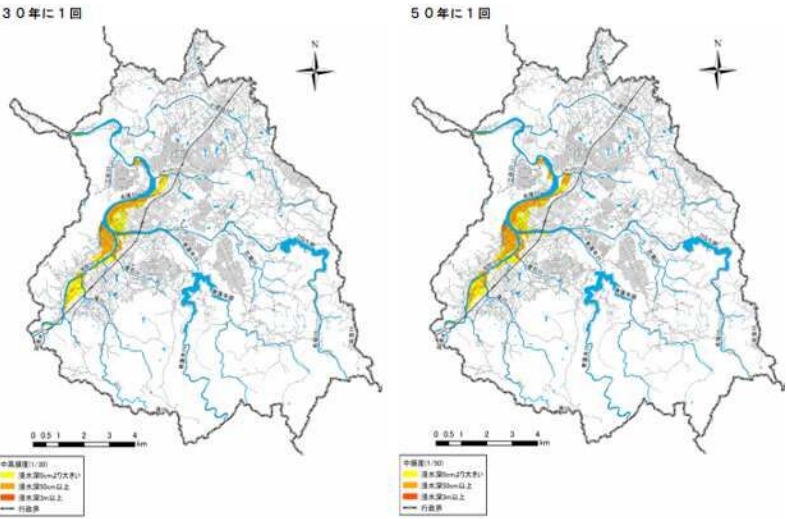
6ページもご参考にご覧いただきたいのですが、上は農振地域、農用地区域の図ですが、黒丸で囲んだ白地のところが今言っている対象の部分です。さらに下の図は、都市マスタープランの将来都市構造ですが、美旗駅、赤目口駅周辺ともに集落居住拠点となっておりまして、農地や山林の保全を図りつつ、地域を支える拠点、あるいは集落における適切な土地利用を進めていくという拠点到位置付けられていますので、居住誘導区域から外す方向

でご提案させていただきたいと思います。



それでは次の説明に移らせていただきます。4ページにお戻りいただいてもよろしいでしょうか。次にプロセス9番、洪水浸水想定区域ですけれども、規模を計画規模から50分の1、50年に1回にしまして、浸水深を50センチ以上に変更させていただきました。

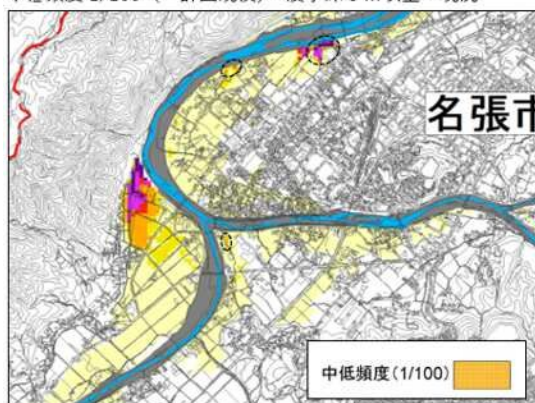
- 除く
- (4) 農振農用地・第1種農地 法
 - (5) 自然公園法の特別区域または森林法の保安林区域等 法
 - (6) 急傾斜地崩壊危険区域 法
 - (7) 土砂災害特別警戒区域 法
 - (8) 土砂災害警戒区域
 - (9) 洪水浸水想定区域（計画規模）の内、浸水深が~~3m~~^{50cm}以上想定区域・・・②
 - (10) 家屋倒壊等氾濫想定区域の内、~~氾濫流と河岸浸食の想定区域が重なる区域~~・・・③



ちょっと資料が別になってしまっていて申し訳ありませんが、資料4をご覧くださいませでしょうか。前回、30年に1回か50年に1回かという話があったかと思いますが、リスクマップから、これらの図を作りまして比較してみましたが、30年と50年ではそれほど変わりはありませんでしたので、少し規模が大きい方の50年の方を選びました。そして浸水深についても前回30センチか50センチかという話がございましたけれども、先にご説明しました防災指針の中でもありましたように、50センチを超えると床上浸水が始まり、避難行動も困難になるということですので、50センチの方を選ばせていただきました。そして段階としましては、現況と当面と中期の3種類がありましたが、この計画が20年先を見据えて作るものですので、河川改修がすべて完成した後の中期を選ばせていただきました。

【変更前】

中低頻度 1/100 (=計画規模)・浸水深 3 m 以上・現況



出典：木津川上流河川事務所

【変更後】

中頻度 1/50・浸水深 50 cm 以上・中期



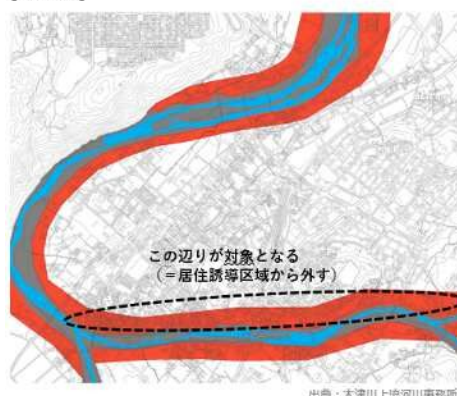
出典：木津川上流河川事務所

資料2に戻っていただきまして7ページをご覧くださいたいのですが、黒の点線で囲んでいる3か所が対象になります。結果としましては、もともと設定していました計画規模の3メートル以上とほぼ変わらない範囲となりました。参考としまして次のページに中期ではなくて、現況と当面の図も載せております。それでは最後にプロセス10番の家屋倒壊等氾濫想定区域を説明させていただきます。

③「家屋倒壊等氾濫想定区域の内、氾濫流と河岸浸食の想定区域が重なる区域」を「家屋倒壊等氾濫想定区域の内、河岸浸食の想定区域」に変更



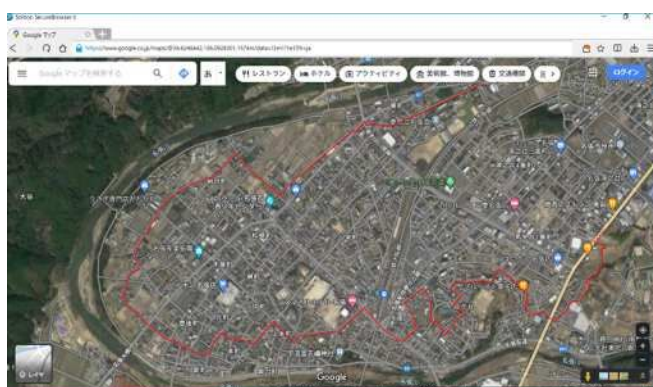
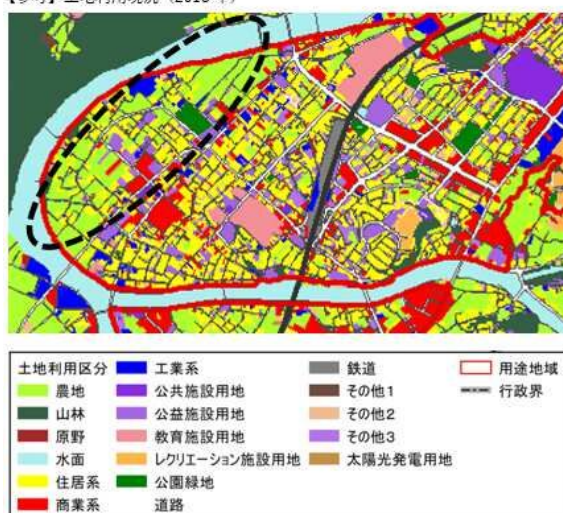
【河岸浸食】



出典：木津川上流河川事務所

資料2の9ページなんですが、記載誤りと少しわかりにくいところがありましたので、修正版を本日配付させていただきます。先ほど川口委員からのご指摘いただいた資料なんですけれども、ご覧いただけますでしょうか。家屋倒壊等氾濫想定区域につきましては、もともと氾濫流と河岸侵食の重なったところ、居住誘導区域から除くとしていました。この修正版の上の図で見いただきますと、薄いオレンジ色の氾濫流と紫色の河岸侵食が重なってピンク色のようにになっている部分、この部分が居住誘導区域から除外することにしていたんですけれども、前回の会議で、どちらも危険な区域ではあるものの氾濫流は家屋の構造によるところが大きく、耐震化などの対策によって防げること。一方で、河岸侵食の方は土地ごと削られてしまう区域で教えていただきましたので、今回氾濫流の区域は居住誘導区域に全て含めて、そして河岸侵食の区域は全て居住誘導区域から外すというように修正して参りました。下の図で言いますと、黒の点線部分のあたりが今回居住誘導区域から外れることになります。

【参考】土地利用現況（2018年）



最後に資料2の10ページと、資料5、A3サイズの資料5ですがこちらを合わせて見ていただきたいのですが、資料5の赤のラインは今回設定しました居住誘導区域の外枠になり

ます。資料2の10ページは参考資料として載せました土地利用現況図です。黒の点線のあたりが農地の多い区域となっています。こちらの資料5を見ていただいたらよくわかると思うんですけども、今回氾濫流の区域を外すことによって、この辺りを居住誘導区域にしますと、防災面でもコンパクト化の面でも支障はないかなというふうに心配したんですけども、河岸侵食だけにしましても、地形地物として直近の道路で、居住誘導区域を設定しますので、河岸侵食の区域よりも少し広めになりましたので、結果としてはあまり影響はないのではないかなと思います。なお、今回居住誘導区域から外させていただきました名張川の北側の部分。あと宇流富志神社などがある地域ですけれども、本来の居住誘導区域の目的や考え方とは違うと思いますが、居住誘導区域から外すことによって、一定規模以上の開発とか、集合住宅等の建築を防ぎ、歴史的な町並みの景観を保てる効果があるのではないかなと考えております。居住誘導区域については以上でございます。前回説明しきれませんでした誘導施策については次回第4回の会議でご説明させていただきたいと思います。それでは議長よろしく願いいたします。

【議長】

はい、ありがとうございます。改めて復習ですけど、居住誘導区域から始めますとどうなるかっていう話ですけども、住宅・建物を建ててはいけないというわけではなくて、3戸以上の住宅を建てる時に30日前までに届出をしてくださいという手続きが必要になってくるということでございます。ですので、その個人の住宅1戸を建てることに関しては何ら変わりはないということでありますので、住み続けていらっしゃる方については、外れようと外れまいとあんまり変わりませんということですね。先ほどご説明いただいたように、開発業者さんが3戸以上の開発をする時にひと手間かけていただくことと言ったら、ほかの所で開発をしてくださいって言うように誘導していくっていう、そういうことになっていきますので。そこをちょっと念頭に置きながら、外すのがいいのかどうするのかっていう議論をさせていただければなと思います。いかがでしょう、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】

私、いろいろこれ見させていただいているんですが、現状の浸水等のかたちを考えると、この旧町の居住誘導区域から外すというやつは別に必要ではないのではないかなと思っておりますので、先ほど質問させていただいたと。それに関しましては一番、最初の根底でございますが、問題ないであろうというダムの崩壊がございましたら、すべて旧町はだめになります。この経路とかすべてですねっていうかたちでしたら理解できるんですが、ダムがちゃんとしていればそこまではする必要はないかなと思います。それと途中、歴史ある景観というかたちでございましたが、これは名張市さんで特に景観条例等の形でですね、別に設置すべきものではないかなと思います。今回は関係ございますが、ここだけじゃなく他のところで

もいろいろそういう条例を作るべきで、名張市がいっぱい失敗してきたのは条例を作ってなかったという思いを持っていますから、今回この場では関係ございませんから言いませんけど、やっぱその辺も含めて景観条例を作っていただいた方がいいのかなと思っております。以上です。

【議長】

はい、ほかの委員さんいかがですかね。

【委員】

それと、あともう1点すみません。この資料からいただいた中で蔵持の名張川が変曲している所が本来が一番危ないところになってくるのではないかっていうかたちで思いますが、今回、一部、居住誘導区域に含めるところは、同じような状況になってくるんじゃないかなっていうふうに判断します。

【議長】

はい、いかがでしょうか。言い方変えれば、広めにとるのか狭めにとるのかというところだと思うんですけどね、その辺の方針どうしましょうかということかと思うんですけど。

【委員】

すみません。

【議長】

はい、どうぞ。

【委員】

すみません。今ですね、この中で結構重要視というか大きい範囲になっているのが、家屋倒壊想定区域の河岸侵食というところのエリアが広がってございます。ちょっとそこだけ補足をさせていただきますけども、資料3の8ページの左下の地図とかちょっと絵をご覧いただきたいんですけども、氾濫流と河岸侵食とございまして、先ほどいただいた紙の上側ですね、上側のオレンジ色の氾濫流っていう所が何を示しているのかと言いますと、先ほど委員長からも、溢水っていう川の水が溢れるという話でございましたけど、溢水とか破堤とかによって川の水が溢れているとそれに木造家屋に当たるわけですね。ちょっと木造家屋がその流れの力によって壊れる可能性があるっていうのが、氾濫流という上側のものになってくれば、この範囲の中にあるものは、木造家屋がもしかすると崩れる可能性があると言われる範囲になります。一つそれがそういうことですので、先ほど、事務局さんの方から説明ありましたとおり、例えばコンクリートの建物であつたりとか耐震補強であつた

りとかそういうことをしていきますと、倒れる可能性非常に低くなるんじゃないかなと。これは過去のモデルケースの家を計算ですとどうやら倒れる可能性があるという、これはこれまでの工事の中でそういう木造家屋がたくさん倒れてるっていう実績からそういうことを作ったという、そういう地図でございます。ですので、前回私もお話したのは、あんまり広めるという意味でいくと、このオレンジ色のところはそこまでやることはちょっと望ましくないんじゃないかっていう発言をさせていただきました。また、川沿いにこの紫色のところありますけど、こちらにつきましては河岸侵食と言われるゾーンになってございまして、これは同じように8ページをご覧くださいんですけども、これはですね、川の中の水、流速が護岸とか川をこう削っていくんですけども、その削っていく力がどこまでの範囲に及びますかっていうのを計算したのになります。ですので、どんなに上が立派な家でも、地面がなくなってしまうわけですから倒れてしまう可能性がある。そんなところそういうリスクがありますよっていうことです。ですので、今回はこの居住誘導区域から外すというのは、可能性として、地面がなくなって家が倒れるようなことになってしまうと、当然、なかなかそこで新たにもう1回宅地をとか、住んでる家をつていうことは難しいっていうようなこともありますので、そこはちょっと含めておいた方がいいんじゃないかというのを前回言わせていただいて、今回そのような形で事務局の方で整理をされたのかなというふうに思うところですので、ちょっと委員の意見と一緒にどうかあれですけど、そういう意味でいくと、この範囲は家自体が倒れるっていう状況のところはちょっとさすがに居住誘導から外した方がいいんじゃないかという私の意見です。ちょっとダムの話とは違いますが、流速からするとそういうようなことになってきます。それともう1つですね、結果的にあれですけど、川の方は範囲的にいうと当面でやったんでしたっけ。

【事務局】

中期でさせてもらってます。

【委員】

それとですね、もう1つ、その川の中期的話ございました。資料7ページ、中頻度ということで、これは何を話をしたかというとですね、河川の整備、今ご存知だと思いますけど、黒田地区の引き堤であったり、朝日町、南町の河川改修をしたり、それによって浸水のリスクが減っていくんですけど、その中でどこの時点でこの計画を立てるかかっていうのが議論があろうかなと思って発言をさせていただきました。というのはですね、仮に明日ですね、明日家を建てる時どこにリスクがありますかっていう話になりますと、やはり現状になってくると。事務局の説明であれば、20年後も住んでいい範囲ってどこですか、という整理の中でいけば、中期という整理の中で安全なところっていう表現になってくるところがございまして、これ実は私も立場ですので、事務所の中でいろいろ確認してるんですけど、決めはないんですけど、何か基本ルールはないんですけど、そこはスタンス。明日住んでい

ただ範囲に含めるか含めないか、それとも10年先を見て規制しようかっていうちょっとスタンスが大きく違うのかなというところで、名張市さんは20年先を見て、20年先であってもリスクが残るところについては範囲に含めましょう、という事務局からのご提案だったのかなというふうには理解をしていて、それがいいか悪いかっていうことだと思います。私が河川管理者の立場からすれば、明日もしかして浸水があるかもしれないということを考えればですね、当面っていうところでやりながら徐々に区域を変えていくっていうのがあるかなというふうに思いますけれども、やっぱりその規制の区域をむやみやたらに広げないということも1つこの計画を立てる中では大事な視点かと思いますので、少しその辺りは河川の専門ではない部分からですね、いろんな多方面からのご意見の中で会としての意見ということでまとめていっていただければいいかなと思います。すみません、ちょっと長くなりましたけど。ちょっと現況と当面、いわゆる市さんの中期ですするという、大きなポイントですので補足させていただきました。

【議長】

私の方でも整理させていただいた、狭めにとるのか広めにとるのかっていうのは、今ご説明いただいたことかと思うんですね。命を預かってらっしゃる河川整備の方からすると、できるだけ狭めておいていただきたいという気持ちかと思えますし、それから、委員は商工会議所から来ていただいていますので、事業者としたら、やはりいろんなところで開発の余地を残しておきたいっていうことで広めっていう話になって、ものの見方で両方ありなんですよね。そこを議論の中でどこに落ち着かせていけるのかっていうのが、今回の策定委員会の役割なので、この辺りを様々ご意見賜ればなと思いますけども。冒頭に申し上げましたように、個人住宅は手間がかかりませんので、もうこのまま住み続けていただいても何ら問題ないんですけどね。3戸以上ということになりますので、開発事業者さんが入れるか入れないかという話になってきます。

【委員】

ちょっと教えていただきたいですが、開発業者がここの場所を開拓して3戸以上建てた場合は、30日前の届出が必要ですよと。

【議長】

はい。そうです。

【委員】

わかりました。例えば、その場所にアパート、マンションの場合、それとあと福祉施設の場合、この辺はどうなってきますか。

【議長】

1戸っていうのは、それぞれの住戸がカウントできますから、5戸のアパートでしたら5戸になります。

【委員】

介護施設は問題ありませんか。

【議長】

介護施設は、居住施設というよりも都市誘導施設の方に入ってくると思いますので。

【委員】

単純な質問しますけども、3戸とか個人だったら建てられるよっていう話ですが、個人だったら別に申請しなくても建てられる。

【議長】

はい、今までどおり。

【委員】

そこがリスクっていうのは知らずに建てるってことですか。その、個人が建てるにあたっては、こういう危険もあるから耐震工事をしっかりしなさいとかいうのも知った上で、個人は建てるものなんですかね。ごめんなさい。

【議長】

手続き的には、何も要求しないので、勉強をされなければそのまま建てちゃうと思います。

【委員】

そのまま知らずに建ててしまう。

【議長】

そうそう。ただ、私はどちらかというと、そういう啓発的效果としてもね、ここは居住誘導区域外ですよと、つまり、いざとなったら危ないっていう地域になってるんですよということを知っていただくという意味ではね、外しておいた方がいいのかなと。その辺りを調べるか調べないかっていうところをちゃんと調べていただかないと、それ気づかないんですけど。

【委員】

申請とかね、どこかでワンクッションあれば、ここはこうですよっていう上で建てられるので、個人でもそういう申請があればいいのにと単純に思ったんですけど。

【議長】

個人的にはこういうことをお調べにならずに、そのまま建て替えるということはあると思いますから、こういう危ないよっていうのを知らずに建て替えちゃうってこともありますし、ついでお話すると、事務局の方から街並み云々という話がありましたよね。例えば、こういう旧市街の所で言うと、昔の町屋を1件建て替えたり、或いはいわゆるリノベーションですね、改修するにあたってはこれ1戸ですから、問題は起こらない。それを3本に分けてしまうと、3件続けてというときにはこれ引っかかってくるという、そういうことです。

【委員】

ごめんなさい。中期っていう意味が分からなくて。中期の説明してもらっていいですか。

【委員】

要は、イオンの向こうの所で工事をだいぶやっているんですけど、名張の川を下流に見まして、左側が黒田川、今、そちらの工事をしているところで、資料3の22ページに、参考で50センチ以上浸水のエリアが示してあるんですけど、紫色の範囲が高頻度10分の1、先ほどからなかなか10分の1ってどのくらいなのかわからないっていうお話なんですけども、10分の1、10年に1回くらいの確率で50センチ以上浸かるっていうようなのが、紫色の範囲で示しているんですけど。

【委員】

10年に1度が10分の1ですね。

【委員】

それが紫色が大きいんですけど、左岸側完成ということで黒田のいわゆる引堤工事が完成しますと、川の流れて水の量が増えて、今度この紫色がぐっと減るわけなんですよね。だから、その紫色も減っていったら要はたくさん浸かる確率が減っていくと。

【委員】

広くなったからですね。

【委員】

さらに、右岸側が完成すると、朝日町、南町をこれから用地買収にかかっていますけど、黒田が終わるとそちら側を広げるということになります。そうすると、そちらの川は広がっていくので、川の水の水位が下がるようになって、さらにこの紫色だったところがぐっと減っていく。ですので、今名張市さんで考えられているのは、この一番上側完成した後の状況を見ながら規制をしたらどうでしょうかという案の話をされていて、私は、先ほど話もありましたとおり、どちらかというと、リスクをやっぱり規制したらという立場になってしまうので、私たちはやはり現況のところで判断して、こっちの手前側でどうかというお話をしている。どちらがいいかっていうのは非常に悩ましいです。どちらにしても、最終的には1戸の住宅が建てられるということなので、個人というよりも、もう少し規模の大きな分譲住宅だったりに影響するのかなと思います。

【委員】

あの、今説明いただいたのでわかりやすいと思います。今回、居住誘導区域から外す地域は何ら問題のない地域になっていると思います。

【事務局】

今回の河岸侵食のですか。

【委員】

この今の説明から言ってね、名張川の平尾からですね新町の間を居住誘導区域から外すという意向ですね。ここにどんな危険やっていう形があれば理解できるんですが、そういう形でないもんですから、居住誘導区域にしておいていただいた方がいいんじゃないかなと。それとあと、コンパクトシティ、まちづくり、いろんなことを思ったときに、今、旧町、だいぶ空き家も増えました。空き家増えたときに、次どうなったら一番いいかという議論があちこちであるわけでございまして、その中で言われてるのは、ひとつある程度の土地があったら、その場所に商売人さんが出てきて、商売してくれるのが一番いいって感覚であったんですが、状況ちょっと変わってきましたんで、今大体の方が言われるのは、そこに開発業者さんが1戸建て住宅を5件、8件つけていただければ、その方が町に馴染んでいただき、やっていただけるということもございますので、できましたら、こういう30日前の届出という形の規制がなくですね、しておいていただいた方がいいように思います。

【議長】

はい、いかがでしょうか。ちょっと方向性がね、180度逆の立場のかたちになりますので。

【委員】

それとあともう1点。ここの平尾からですね新町までは居住誘導区域から外すかたちになってますけども、下流側外すということにはなってませんね。

【事務局】

これは、今回新たに外すことになるっていう意味の資料です。

【委員】

最終のイメージなんですね。

【事務局】

赤い線から川勝手が誘導区域から外れる。

【議長】

資料のこの赤の外側の部分が外れていくということですね。

【委員】

私、建築の専門じゃないのであれですけど、開発するときは、例えば居住誘導区域から外れていても、分譲とかいう話になれば、開発する側が住まう人には浸想図だったり、そういうリスクっていうのは、たしか説明責任があるんですよ。ちょっと記憶だとそんな気がしているんですけど。ですので、先ほど委員おっしゃられたように、個人で1つ建てる場合は自分で調べなきゃいけないと思いますけど、確か一定の分譲であれば、逆に事業者側、作った開発業者側が住まう方にそのリスクがあるっていうことはお伝えしなきゃいけないっていうルールになっているので、そういうルールあるのはあるんです。なので、委員おっしゃられたのは、そういった面もあるので、あえてそんなになくてもいいんじゃないかというところをおっしゃられているのかなというのがあります。私ではその判断はなかなか難しいんですけど、そういう業者さんの言い分というか、開発側の説明責任もあるので、そういうリスクをもって進めたらいいかなとは思いますが。ごめんなさい、あっち行ったりこっち行ったりで申し訳ない。

【事務局】

今、委員おっしゃっていただいたことなんですけど、開発行為がかなり大規模になってきます、1,000平米以上なので、そうなってくると当然、近隣協議なんかはしっかり説明しないといけないと思っています。おそらく、分譲事業者さんが、部屋を貸したりする時、土地を売ったりする時は、宅建業法でそのリスクがある土地であるっていうことを言った上で売買することになっているので、そういうところで開発事業しても土地が売りにくい

という抑止力が働くという、そういう意味合いでそれもあると思うんですよ。あと、開発行為にかからない、例えばアパートなんかを建てる場合、当然、立適に基づく届出はいるんですけど、それでも建てたいとなったときは、市の要綱の中で近隣の方等にしっかり説明をしていただくということも出てきますので、当然、入居者さんにも説明していく、そういったことでも多少抑止力が働いてくるというのはあるかと思うんですけども、建てていただくことについては拒めないというか、どうしても建てる場合はそれでもう建つというそういった状況になってきますので、もしそれで建てた方がよいとかですね、そういったことになりましたら建てることはできますし、空き家を利用するということになってきた場合にもあまり大規模なものというよりは小さなものでしていただくのであれば全く問題はないのかなというふうに考えております。すみません、ちょっとわかりにくい説明で申し訳ないです。

【議長】

いかがでしたでしょうか。

【委員】

地域の活性化からするとね、居住誘導区域にしといていただいた方が地域は活性すると思います。

【委員】

それは安全が担保されるという前提が続いたらですよ。

【委員】

前提です。一番最初から私は、最悪の事態まで想定してとご説明させていただきましたけど、現状のかたちで安全ができるんやったらしていただけたらと。もし危険があったらする必要性はないと思いますし、そういう危険が伴うんだったら、この赤い範囲以上にすごい範囲がそういう危険に伴うものではないか、ということに思います。

【議長】

はい。

【委員】

一般的に今の防災のところなんかは参加させていただくんですけど、基本的には安全側考えるのでおそらくあんまり僕が発言すると、皆さんの意見がちょっと言いにくくなるのかなと思ったのであれなんですけど、安全側から考えるので、私個人の場合で言えば、安全側で狭い範囲でっていうのが、今のところここ一般的な考え方になるのかなっていうふう

には個人的には思っています。

【委員】

コンパクト計画っていうところから言えば、狭くした方が理想に近づくから、狭めた方がいいのかなとちょっと私も個人的に単純に思うんですけど。上手くいかないのが現状にあるのはわかるんですけども。

【議長】

先ほど、委員からおっしゃっていただいたように、ここから名張の街は発展していったので一番の中心地なんですね。そういう意味では、ここはコンパクト化になったとしても、多分ここはしっかりとこれから住み続けていくことになるんだろうなというのは思うんですけど、一方で先ほど言ったように、堤防が壊れてしまったとき、陸から掘られてしまったときに流されてしまうわけですよね。そこ考えたときに、そこまでやりますかっていうのが、委員さん、委員さんのご意見かと思うんです。今は、いろんなところで堤防削られるっていうのが、ビジュアルにニュースでも出てますよね。ああいう状態に、もう最悪の場合はここもなってしまうということです、そこをわかりながらどうですかねというご意見かと思うんですけども。

【委員】

単純な意見でごめんなさい。自分の所もね、裏が急傾斜地、土砂で真っ赤になるところに実際住んでいるもので。でも、かと言ってそれは知っていても、当然、引っ越してなると簡単にはいかない現状の中で、わざわざその危険のリスクがあるのであれば、そこを誘導地域にするっていうのはどうなのかなと思うんですけど。いろいろ地域の中心の活性化とかいろんな意味では広げるのもいいのかなと思ったり、その辺は難しいなと思うんですけども。

【委員】

今までの名張川の平尾から新町見ていただいたらわかりますけど、伊勢湾台風以降の現状と今の現状と、国土交通省の方のおかげ、国のおかげですね、堤防等を全部綺麗にできております。今までは何もない所でダムがなかったから台風被害があったというかたちでございまして。今、あれだけの素晴らしい堤防していただいて、これよりもまだ危険性というたら、それこそ双璧をしてもらわないかんとこじゃないかなと、私は思います。ここまです国土交通省さんの河川の堤防等をしていただいているなと思います。

【議長】

これちょっと私の方からも確認なんですけども、資料2の修正のA4、1枚のところで、

これがまあ今回の施策となってると思うんですけども、にも関わらず河岸侵食の危険性がまだ残っているということですね。

【委員】

河岸侵食自体は、今この全国的な統一な基準の中で計算をされてまして、指針に基づいて計算すると、この範囲になると言われています。ただ、ちょっと私個人的な意見になってしまいうんですが、委員おっしゃられるように、私たちの先輩がしっかり護岸整備をしているところもございますので、その護岸の状態で流速でって言われるとちょっとそこまでの私の計算、計算自体はそこまで入っていないと聞いていますので、もう少し検討の余地があるかもしれないですね。もう1回ちょっとそこは確認が必要かなと思います。

【委員】

だから今までは家に堤防が何もしないで浸水が起こったと。だから、浸水起こった時に全部その辺から入ってきたというのが大部分でございまして、今とりあえず堤防があって、堤防である程度の浸水をとめる方策、こちら側ですし、反対側の瀬古口側も一緒に全部そういう対策されてますから、私はだいぶ今までのことを思いましたら、していただいてるなという思いをしております。

【委員】

ありがとうございます。先輩たちが整備をさせていただいておりますし、当然私も管理しているので、安全なまちを作ってきているという自負はありながらも、やはりこう数字が出ているのでその辺りもちょっともう1回勉強しようかなと。

【委員】

だから、次ですね、朝日町、南町行きますね。これも住民の方から聞かせてもらおうと、堤防の方の高さがこんな高いんですよ。こんなに高くしないといけないのかという意見ございますけども、いろんな浸水の問題がありますから、そこまで次も計画されているというかたちで、今の段階では、ここの平尾からですね、予定として、南町、朝日町も含めて、そういう形の堤防計画をされているんだろうなという判断をした時に、基本的にはこの辺はやっぱり居住誘導区域としていしていただいていた方がいいんじゃないかなと思います。

【委員】

すみません。ちょうどこの地図からいくと、宇琉富志禰神社がありますよね、近鉄さんかかってますよね、この部分の法面が弱くてですね、きっちりとした護岸工事になっていないと、侵食されやすいという傾向にはあるのではないかなと思うんですけども、そういったところも加味してということですかね。

【委員】

そこは先ほどから私が少し説明しているところで、その流速からある一定の地盤の条件でやっていますので、ここの表面に護岸があるとかないとかってというのは、計算上含まれてないっていうふうに、ただ、最悪の条件で計算をしているようなことで聞いてますんで、護岸がしてあるから、居住誘導区域に含めるとか含めないとかいう議論はあるんじゃないかなと私は思うところですので、ちょっとそういう意味で確認させてくれと言わせていただいている。だから、例えば言われるように、護岸があるところはあるんですけど、護岸がないところはどっちにしましょうかってのはあるかなというふうには思いますけど、ちょっと今その資料とか私も勉強してないので、勉強はしきってないので。ただわかってることは、そういう川の具体的な護岸があるないで、そういうのを境界条件に計算されているっていうわけではなくて、一定の流速でどのくらいの範囲が削られるかっていう計算をして、この最悪の条件ですので、そういうふうな範囲で先程の紫色の黒色の線はできているということですね。ですので、委員おっしゃられるように、城下川の浸水する上流のところかと思えますけれども、あの辺りは土見ですし、その下流行けば護岸で同じ条件、現場の条件が違いますけれども、この計算上は多分同じような幅の範囲になっていると思います。それはなぜかという、護岸の条件が入って、この計算をするときに全国的な条件の中ではそういうのは加味しないという条件で計算しているからなんです。

【委員】

ちなみに計算するときの一般的な条件っていうのは、どういう条件、例えば今、委員おっしゃったように、護岸を整備されていないような状況の一般的な条件で計算されているのであれば、もっと安全側に多分なると思うんですね。

【委員】

はい。ですので、ちょっとそこは私も確認してる範囲だとどういう条件で入ってるかわからないんですけど、少なくとも護岸があるないで境界条件にプログラムが回されてるわけではないことはわかってるんですよ。ですんでそれが土見なのか、護岸なのかがちょっと私もわかってないので、ちょっと確認させてほしいっていうのはそういう意味です。

【議長】

非常にデリケートな問題なので、ちょっとこの辺りここの区域だけで結構ですので、ちょっと精査していただいて、安全側でどこまで拡大できるかっていうのをまたご検討いただいたらと思います。ちなみにコンクリートでやったら強いって素人目には錯覚するんですけど、底が削られてしまって、そこから崩れてしまうっていうパターンもあるんです。だから、これ底まで全部コンクリート張ってませんから、そこも含めて計算した時に、本当に1,000年に1度、大雨で流速が強くなっても持つかどうかっていうのは、ちょっとまた

ご検討いただいたらと思います。

【委員】

今もいろいろ意見させていただいている、河岸侵食の分は赤い部分が全部この黒点のところだけを考えられてましたか、正確に教えてください。

【事務局】

河岸侵食は赤いところ全部です。

【委員】

全部ですね。全部っていうことはですね、平尾から朝日町、南町、東町、蔵持もね、これを全部ということやね。ここ全て。これもういつぺんちょっとご検討いただいて、再考していただいたらありがたいと思います。

【事務局】

はい。

【議長】

はい、ありがとうございます。旧市街のところに集中的に議論ありますけれども、それ以外のところはいかがでしょうか。市のご提案どおりで進めさせていただいて、また、最終的に全体のチェックの中で検討するということでもよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは名張川の所は精査していただいて、範囲が広げられるかどうかというところもチェックいただいて、検討いただければと思います。それでは協議事項、以上でございますけれども、振り返りも含めてその他で委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。事務局の方からその他ございますか。

【事務局】

いえ、特にございません。ご意見ありがとうございます。この特に河岸侵食のところ、最後たくさんご意見いただきまして、議長もおっしゃっていただいたようにですね、委員にもご協力いただきまして、検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【議長】

はい、ありがとうございます。できるだけきちんと精査していただいて、住民の皆様にご納得いただけるような線引きができればいいなと思いますので、そこ頑張っていただければなと思います。それでは、本日の案件すべて、その他含めて終了させていただきましたの

で、議事は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。